

【研究報告】

ウズベキスタン共和国の司法制度について

国際協力部教官 丸山 毅

第1章 はじめに

旧ソ連邦の崩壊に伴い1991年に独立を果たしたウズベキスタン共和国は、中央アジアの雄として注目を集めており、名古屋大学を始めとして、同国の法制度の調査研究、同国に対する法整備支援が近時その緒についた。法務総合研究所国際協力部も同国への法整備支援を始め、当教官において、名古屋大学大学院法学研究科の杉浦一孝教授（現同大学法政国際教育協力研究センター長）と共に、2001年9月5日から同月25日までの間（杉浦教授は同月28日まで）、国際協力事業団（JICA）の短期専門家として同国に赴き、法制度の調査に当たった。また、2002年3月31日から同年4月20日にかけて、国際協力部は、JICAの協力を得て、同国司法省サマトフ次官、共和国検察庁ジャシーモフ民事局長、最高経済裁判所エリチバエフ国際部長を我が国に招へいし、両国司法制度の比較研究セミナーを実施した。

本稿は、ウズベキスタン共和国の司法制度に関して、上記の調査研究の結果を取りまとめようと意図するものである。本稿全体の構成は、本章に引き続き、第2章において同国の地理に簡単に触れ、第3章で同国の統治機構が三権分立制度を採用していることを説明した後、第4章において同国の通常裁判所、経済裁判所、検察庁、司法省、弁護士の制度を紹介し、第5章で通常裁判所と経済裁判所がどのような審級構造を持っているのか紹介する。最後に、第6章において、同国の司法制度が抱える課題について私見を述べたい。

なお、資料1として末尾に添付した同国憲法の和訳は、杉浦教授が仮訳されたものである。同教授の御厚意により、掲載をお許しいただいた。この紙面を借りて厚く御礼を申し上げる。資料2は、上記比較研究セミナーにおけるサマトフ次官、ジャシーモフ民事局長、エリチバエフ国際部長の発表を記録したものである。本稿を起案するに当たり使用した第一次資料として併せて御紹介する次第である。これら記録の労をとられた大阪大学大学院在籍の大江毅氏、神戸大学大学院在籍の岩谷暢子氏に深く感謝したい。

もとより、本稿中意見にわたる部分は個人的見解である。

第2章 ウズベキスタン共和国の国土と人口

本論に入る前に、まず、ウズベキスタン共和国の国土と人口について触れておきたい。後述する裁判所制度を具体的にイメージするには、同国の地方行政区分等を知る必要があるし、法曹の人数や事件数などの統計数値を我が国のものと比較するには、人口を知っておくことが前提となるからである。

ウズベキスタンは、中央アジアの中心部に位置し、北側と西側ではカザフスタン、東側はキルギスとタジキスタン、南側はトルクメニスタン及びアフガニスタンと国境を接する内陸

国である¹。国土面積は約44万7,000平方キロメートル（我が国の約1.2倍）であり、人口は約2,600万人（我が国の約5分の1）である。内部にカラカルパクスタン共和国という自治国（面積約16万5,600平方キロメートル）があるほか、地方行政区分として12の州がある。このうち最小のアンディザン州は約4,200平方キロメートルと山梨県と同じくらいの広さであり、最大のナヴォイ州は約11万800平方キロメートルで北海道の約1.3倍の広さがある。各州内には、「地区」及び「市」という行政単位があり、総計すると215地区及び119市がある。地方と市は同等の行政的地位を持っているが、首都であるタシケント市については、州と並ぶ特別の行政的地位を与えられている。

ウズベキスタンの主要産業は、現在もお農業と鉱業である。しかも、旧ソ連邦の計画経済の名残で、農業生産物が綿花に偏っている。同国政府は、市場経済を社会に根付かせることにより経済発展を図り、現在のモノカルチャー構造から脱皮しようとしているのであるが、ロシアが実施したような経済の急激な自由化を避け、漸進的な市場経済化を進めている。

第3章 統治機構

ウズベキスタンは、旧ソ連邦からの独立により、政治的には社会主義体制から自由主義体制への完全な転換を図った。1992年12月8日に制定された同国憲法は、統治制度として、国会・大統領・裁判所が相互の権力を抑制・均衡する三権分立制度を採用した。司法制度を紹介する前に、同国の憲法上、三権がどのように相互干渉をしているのか、概略的に整理しておく。

1 国会

立法権を司る国会は、任期5年の議員150名で構成されている（憲法第77条第1項）²。国会は、法律の制定・改正権はもちろん、憲法の制定・改正権も有している。（憲法第78条第1号、第2号）。

大統領は、国会の議決した法律に対する拒否権を持っているが、国会は、3分の2以上の多数による再議決により、これを覆すことができる（憲法第93条第14号参照）。そのほか、国会は、大統領の行う首相その他の閣僚の任免を承認し（憲法第78条第16号）、検事総長及び次長検事の任免を承認し（同条第17号）、大統領が病気により執務不能に陥れば大統領臨時代行を選挙する（憲法第96条）など、大統領の権限に対して干渉する。

裁判所に対して、国会は、大統領の提案に基づいて、憲法裁判所の裁判官、最高裁判所の裁判官、最高経済裁判所の裁判官を選挙する権限を有している（憲法第78条第12号ない

1 ちなみに、ウズベキスタンから海に出るには、最低2か国を通過しなければならない。

2 1992年憲法は1院制を定めていたが、2002年1月27日に実施された国民投票により、2院制への移行が決定され、同年4月4日、憲法を改正する旨の憲法付属法が制定された。同法によれば、国会は上院と下院から成り、下院は国民の直接選挙で選出する任期5年の議員120名で構成される。上院は任期5年の議員100名で構成され、うち84名はカラカルパクスタン共和国、12州、タシケント市から各6名ずつそれぞれの議会で選出され、残り16名は大統領が任命する。しかし、一院制から二院制への移行時期については調査未了である。

し第14号，第93条第10号)。

2 大統領

ウズベキスタン共和国の執行権は大統領に属する³（憲法第89条第1項）。大統領の下に内閣が組織されるが，内閣の長となるのも首相ではなく大統領である（同条第2項）。大統領は，国民の直接選挙により選出される。任期は5年とされていたが，2002年1月27日に実施された国民投票により7年に延長されることが決まった。同一人物の連続三選は禁止されている（憲法第90条）⁴。

大統領は，上述のように国会の事後承認を必要とするものの，内閣を構成する首相，副首相，その他の閣僚の任免権や，検事総長，次長検事の任免権を有し，軍最高司令官を務めるなど，国家の運営に関して広範で強大な権限を有している（憲法第93条参照）。また，大統領は，憲法及び法律に基づき，又はこれらを執行するため，大統領令等を発する権限を有する（憲法第94条）。

大統領から国会の権限に対する干渉として，国会の議決した法律への署名拒否権（上述のとおり，特別多数決による国会の再議決により覆されることがある。），国会の解散権（憲法第95条）が挙げられる。

司法権に対し，大統領は，憲法裁判所裁判官，最高裁判所裁判官，最高経済裁判所裁判官の候補者を国会に提案する権限を有し，下級裁判所の裁判官を任免する権限を有する（憲法第93条第10号及び第11号）。裁判官選任のプロセスの詳細については，後述する。

任期満了により退任した大統領は，憲法裁判所の終身裁判官となる（憲法第97条）。

3 裁判所

司法権を司る裁判所は，憲法裁判所，最高裁判所を頂点とする通常裁判所及び最高経済裁判所を頂点とする経済裁判所という三つの系統から構成されている。

裁判官の任免は，既に述べたことの繰り返しになるが，憲法裁判所裁判官については，大統領の提案に基づいて国会で選出する。また，任期満了で退任した大統領がその終身裁判官となる。最高裁判所及び最高経済裁判所の裁判官は，大統領の提案に基づいて国会で選出され，下級裁判所の裁判官は，大統領により任免される。任期満了で退任した大統領が終身の憲法裁判所裁判官になる例外を除き，裁判官の任期はいずれも5年である（憲法107条第1項参照）。なお，裁判官の員数は，長官・副長官を含めて憲法裁判所が7名，最

3 三権の一つが「執行権」なのか「行政権」なのか，特にアメリカ憲法に関連して議論があるが，本稿はその問題に立ち入るものではない。

4 しかし，1991年の独立後，最初の選挙で当選した初代大統領イスラム・カリモフ氏は，1995年に国民投票により自己の在任期間を2000年まで延長し，2000年の選挙で再選された後，更に2002年1月27日の国民投票により，大統領の憲法上の任期を5年から7年に延長した。これによって，カリモフ氏は，2007年まで大統領を務めることが可能になった。強力なリーダーシップを持つカリモフ大統領は，国民の間に根強い人気を保っているが，その強権的な政治手法に対して，国際社会から批判があることを付言しておく。

高裁判所が41名、最高経済裁判所が19名である。

憲法裁判所の権限は、憲法第109条第1項各号に列挙されているが、そのうち最も重要なものは、法律、大統領令、条約その他の法規範がウズベキスタン共和国憲法に適合しているかどうかを判断する憲法適合性審査権限である。憲法裁判所が審理を開始するのは、3名以上の同裁判所裁判官の発議によるほか、国会、国会議長、カラカルパクスタン共和国議会、議員総数の4分の1以上の国会議員、最高裁判所長官、最高経済裁判所長官又は検事総長から提訴があった場合である⁵。

通常裁判所は、民事、刑事、行政事件を審理し、経済裁判所は、経済分野における経済紛争を処理する（憲法第110条第1項、第111条）。民事事件と経済事件の区別の問題については、後述する。

以上から分かるとおり、ウズベキスタンの司法権は、憲法裁判所が法律や大統領令などの憲法適合性を審査し、通常裁判所が行政事件を審判することなどによって、国会と大統領の権限に対し干渉を及ぼしている。

第4章 司法制度

統治機構の概観を終えたので、ウズベキスタンの司法制度を紹介したい。司法制度の中核をなすのが裁判所であることは疑いないので、本章の多くの部分を裁判所制度の紹介にあてるが、この章においては、憲法裁判所以外の裁判所の構成を紹介することとし、審級制度については章を改めて紹介する。また、ウズベキスタンは、憲法上独立の地位を持つ機関として検察庁を有するほか（憲法第120条参照）、国家行政組織の中に、法律の立案作業を専門的に管理し、弁護士の資格試験を実施するなど司法分野に大きな権限を有する司法省を置いている。そこで、本章では、通常裁判所、経済裁判所、検察庁、司法省、弁護士の順にウズベキスタンの制度を紹介していきたい。

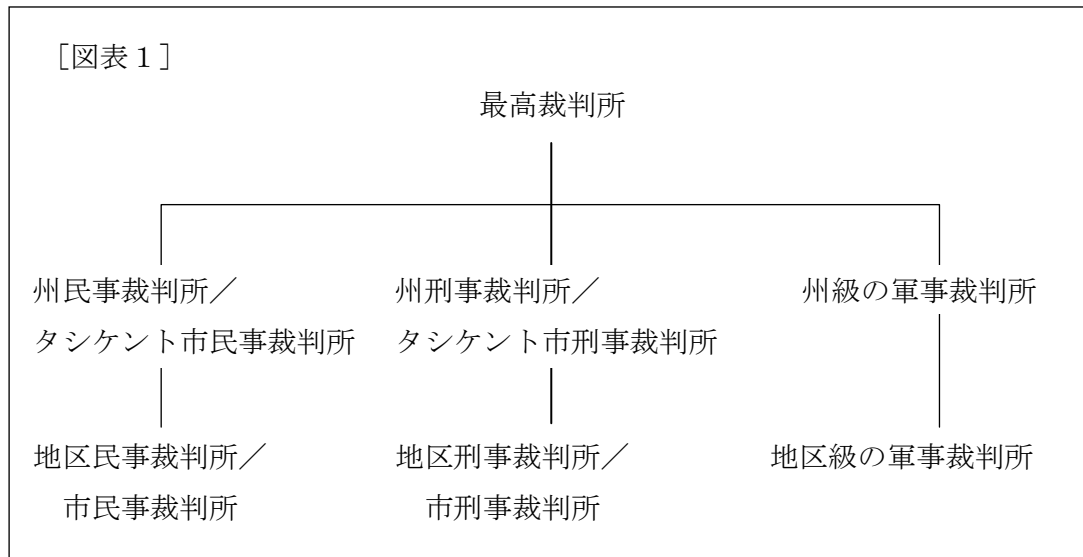
1 通常裁判所

(1) 通常裁判所の組織

ウズベキスタンの裁判所は、憲法裁判所、通常裁判所、経済裁判所の3系統に分かれていることを前章で紹介したが、通常裁判所は、内部で更に民事裁判所、刑事裁判所、軍事裁判所の3系統に分かれている⁶。その概略を示したのが図表1である。

5 日本貿易振興会アジア経済研究所委託 名古屋大学大学院法学研究科編「中央アジア諸国の裁判制度 報告書 2001年3月」（以下「名大報告書」という。）54頁。

6 2001年1月1日より実施された新制度である。それまでは、民事（行政事件を含む）・刑事を扱う通常裁判所と軍事裁判所の2系統に分かれていた。



ここに示したように、最高裁判所は単一であるが、州レベル以下の裁判所は、民事裁判所、刑事裁判所、軍事裁判所に分かれているのである⁷。

(2) 民事裁判所と刑事裁判所

軍事裁判所は、軍関係の特殊な事件を扱うこともあり、調査の対象外としたので、本稿では、民事裁判所と刑事裁判所について説明したい。

民事裁判所は、民事事件と行政事件を審判する裁判所であり、刑事裁判所は、刑事事件を審判する裁判所である。民事、刑事のいずれにおいても、州裁判所は12州に各1庁ずつ設置されているので、州裁判所が合計24庁存在しているほか、行政組織上は州と同格のタシケント市の市民事裁判所、市刑事裁判所が州裁判所と同格とされている。加えて、カラカルパクスタン共和国最高裁判所は、単一の裁判所であるが、州裁判所と同格である。したがって、ウズベキスタンには、軍事裁判所を除くと、州裁判所クラスの裁判所（便宜上、「州級の裁判所」と呼ぶ。）が合計27庁あることになる。

地区裁判所は、先に説明した行政区分としての「地区」に、市裁判所は行政区分としての「市」に設置される裁判所であり、タシケント市裁判所を除き、いずれも州裁判所よりも下位にある裁判所である。（便宜上、地区裁判所と市裁判所のことを、「地区級の裁判所」と呼ぶ。）州級の裁判所と同様に、地区級の裁判所も民事裁判所と刑事裁判所に分かれている。地区級の刑事裁判所は、全国の地区及び市のすべてに設置されているが、地区級の民事裁判所は、全国で62庁にとどまっており、地区級の民事裁判所の増設が課題となっている。

⁷ 軍裁判所が他の裁判所とは別の組織として運営されていることはもちろんであるが、民事裁判所と刑事裁判所も、別個の国法上の意味の裁判所として運営されている。

(3) 最高裁判所と州級の裁判所の内部組織

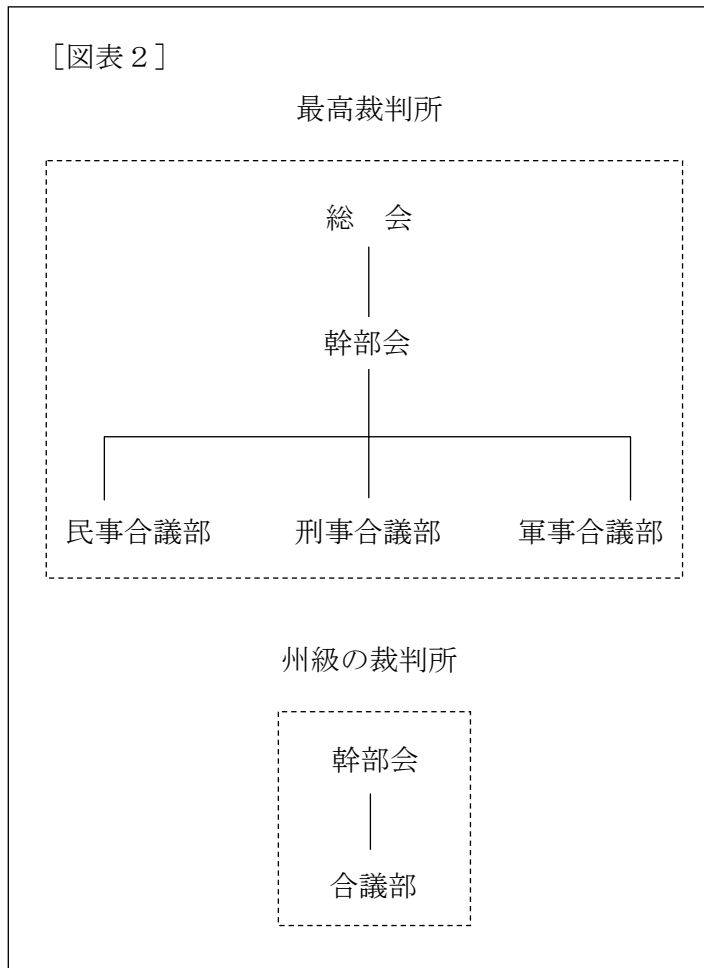
最高裁判所と州級の裁判所の内部組織を示すと、図表2（次頁）のようになる。最高裁判所においては、3系統があることに対応して、民事・刑事・軍事の各合議部が設けられている。図表2に示した最高裁判所の総会、幹部会、各合議部の機能については、審級の説明において後述する。

州級の裁判所には総会がなく、幹部会と合議部で成り立っている。民事裁判所であれば民事の合議部、刑事裁判所であれば刑事の合議部がある。各合議部は3名の裁判官で構成されている。州級の裁判所の幹部会と合議部の機能については、やはり後述する。

(4) 裁判官の任命

最高裁判所裁判官は、大統領の提案に基づいて国会が選任するが、2002年4月時点での員数は41名である。下級裁判所裁判官は、各州に設けられた資格審査会で候補者を選んで最高裁判所に通知し、最高裁判所が大統領府の最高資格審査会に推薦し、最高資格審査会が審査して大統領に推薦し、大統領が任命する⁸。最高資格審査会のメンバーは、国会副議長を委員長とし、大統領府代表、国会代表、法律学者、弁護士など17名である。

こうして任命された裁判官は、州裁判所では各庁に7名ないし9名⁹、地区級の裁判所では各庁に3名ないし5名であり、通常裁判所の裁判官の総数は約750名である¹⁰。



(5) 通常裁判所の事件審理以外の権限

通常裁判所は、民事事件（行政事件を含む。）及び刑事事件を最終的に解決する権限を有しているのに加えて、最高裁判所が国会に法案を提出する権限を有している（憲法第

8 大統領が国会に提案する最高裁判所の裁判官候補者を選ぶ手続や、下級裁判所の裁判官の任命手続については、更に調査が必要である。なお、名大報告書16-18頁参照。

9 タシケント市裁判所は、多数の事件を抱えるため、より多くの裁判官が配属されている。

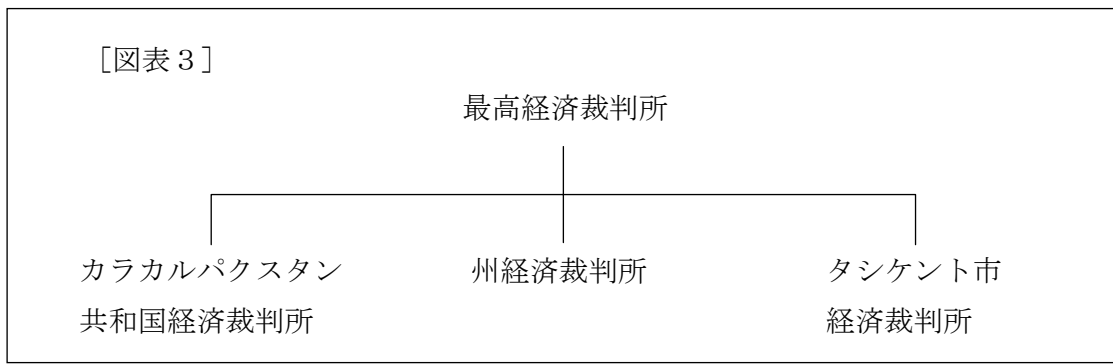
10 なお、ウズベキスタンには、我が国の司法試験のような、統一的な法曹資格試験は存在しない。通常裁判所の裁判官と経済裁判所の裁判官の資格ですら共通ではない。

82条) 点で、立法に關与する権限を有している。しかし、この権限が実際にどのように行使されているのか、調査未了である。

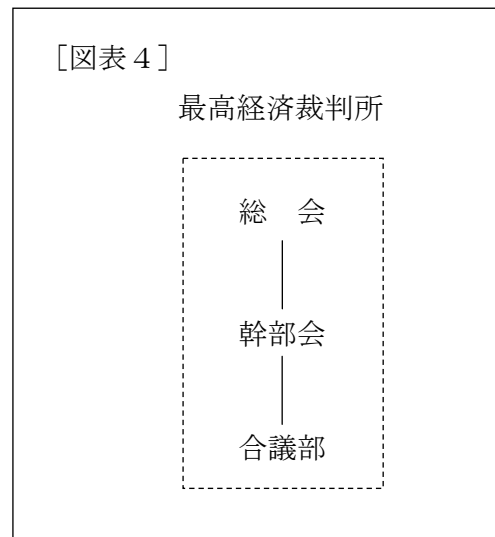
2 經濟裁判所

(1) 組織

經濟裁判所の構成は、図表3に示したように、最高經濟裁判所と州裁判所、タシケント市經濟裁判所、カラカルパクスタン共和国經濟裁判所の2段階構造である。州經濟裁判所は各州に1庁ずつ配置されている。また、カラカルパクスタン共和国經濟裁判所とタシケント市裁判所が州經濟裁判所と同格とされている。従って、州級の經濟裁判所は、合計14庁存在していることになる。州級の經濟裁判所の下位に地区級の經濟裁判所を設置することが計画されているが、将来的な課題である。



図表4は、最高經濟裁判所の内部組織を示したものである。最高經濟裁判所には、總會、幹部会、合議部がある。總會は、19名の裁判官全員とカラカルパクスタン共和国經濟裁判所長官の合計20名で構成され、幹部会は、長官、副長官3名、總會で承認を得た裁判官5名の合計9名で構成される。幹部会の下で、長官・副長官以外の15名の裁判官が3グループに分かれて、3合議部を形成している。總會、幹部会、合議部の機能については、審級の説明において後述する。



(2) 裁判官の任命

最高經濟裁判所の裁判官は、大統領の提案に基づき国会で選任される。その総数は、前述のとおり19名である。その候補者を大統領に推薦するのが、最高經濟裁判所に設置された資格審査会である。この資格審査会は、最高經濟裁判所の裁判官7名で構成されている。州經濟裁判所とタシケント市經濟裁判所の裁判官については、最高經濟裁判所に設置された資格審査会が試験を実施して、合格者を大統領府の最高資格審査会に推薦

する。最高資格審査会が審査の上、候補者を大統領に推薦し、大統領が任命する。最高経済裁判所の資格審査会は、同裁判所の裁判官7名で更生されている。経済裁判所全体で裁判官の定員は143名であり、各州経済裁判所の裁判官数は6名ないし13名、タシケント市経済裁判所の裁判官は17名である（2001年9月現在）。

(3) 経済裁判所の意義

経済裁判所の前身は、旧ソ連邦時代の国家仲裁機関という行政機関である。1991年の独立時に仲裁裁判所に衣替えし、1992年憲法によって経済裁判所という名称となった。

経済裁判所の事物管轄は、経済訴訟法典第23条によれば、以下のとおりである¹¹。

- ① 法人（以下「組織」という。）間、法人を設立せずに企業活動を行い、かつ、法律に定める手続により取得した個人企業家の地位を有する市民（以下「市民」という。）と法人間または市民間の経済領域における民事上、行政上その他の権利義務関係から生じる紛争事件
- ② 経済領域における組織および市民の権利の発生、変更または消滅に意味のある事実の確定に関する事件
- ③ 組織および市民の破産に関する事件

そして、同法典第24条は、「契約条項の変更または契約の解除に関する紛争、所有権の確認に関する紛争、債務不履行に関する紛争、損害賠償に関する紛争」など、経済裁判所が審理する紛争類型を例示している¹²。

しかし、これら条文に記載されている内容は非常に分かりづらく、条文のみから経済裁判所の事物管轄を理解するのは難しく感じられる。そこで、現地調査や比較研究セミナー時の聞き取りから得た情報を加味して、経済裁判所の事物管轄を解説すると次のとおりである。

「ウズベキスタンでは、個人が法人を設立しないで個人企業を興す場合、日本の市役所に相当する役所において、企業取引をする旨を登録し、登録証を得ることが必要とされている¹³。

法人やこの登録をしている個人が紛争の両当事者である一般民事事件は、全て経済裁判所が管轄する。家事事件のように、親族関係から発生した紛争については、民事裁判所が管轄する。当事者の一方又は双方が企業取引の登録のない個人である民事事件は、民事裁判所が管轄する。当事者の一方又は双方が複数であり、その中に一人でも企業取引の登録のない個人が含まれている場合、民事裁判所が管轄する。

また、破産事件、税金未納の事件、役所が企業取引の登録抹消を請求する事件、企

11 以下の記述は、杉浦一孝教授と小職が2001年9月の訪問時に最高経済裁判所から得た回答によるが、その翻訳は、杉浦教授の手によるものである。

12 名大報告書13頁参照。

13 この登録自体は、簡便に取得できるように、手続きが次第に簡略化されてきている。しかし、登録を必要とする企業取引とは何を指すのか、なぜ登録が必要とされているのか、不明な点が多く残っており、今後の調査研究対象である。

業取引の登録を拒絶された個人が所轄の役所を相手に登録を請求する事件は、経済裁判所が管轄する。」¹⁴

経済裁判所の扱う事件数と規模は、拡大する一方である。経済裁判所の審理した事件数は、1996年に11,550件であったのが、2000年には33,000件、2001年には34,700件に増加し、経済裁判所が敗訴者に命じた金員支払額の総額は、1996年に43億1,900万スムであったのが、2000年には994億スム、2001年には1996億スムに達している（2001年3月現在で、1ドル=約800スム）。

ところで、多くの日本人にとって疑問に感じることは、民事裁判所とは別に経済裁判所を設置することの意義である。特に、紛争の客観的類型ではなく、単に当事者が企業取引の登録を受けた者であるか否かによって民事裁判所と経済裁判所の管轄が区別されることがあり、いずれの裁判所においても同じ類型の紛争を処理する場合があるのだから、ことさら民事裁判所と区別して経済裁判所を設置しておく意義がどこにあるのか、理解に苦しむというのが偽らざる感想である。一つの説明として考えられるのは、経済裁判所に人的・物的資源を優先的に注ぎ込むことにより、この分野における紛争の迅速適切な解決を図るということであろう。現実に経済裁判所の事件処理は急速に伸びており、経済裁判所がウズベキスタンの民事紛争解決に重要な役割を演じていることは疑いないところである。いかに政治経済体制が変革されたとはいえ、ウズベキスタンの国民にとって、経済紛争を民事裁判所とは別の機関が解決するという旧ソ連邦の制度に慣れ親しんだメンタリティーから脱却するのは、容易ではないのであろうか。経済裁判所の制度としての合理性の有無については、更に調査を要するところである。

(4) 行政官庁的活動

最高経済裁判所は、最高裁判所と同様に、国会に対して法案を提出する権限を有している（憲法第82条）。また、最高経済裁判所は、市民に対して契約の締結方法を教えるなどの啓蒙活動を行ったり、付属の研修センターにおいて銀行員など民間のビジネスマンに対する法律の研修を実施するなどの活動を行っている。このように、経済裁判所は、事件審理だけではなく、行政官庁的な活動も行っている。

3 検察庁

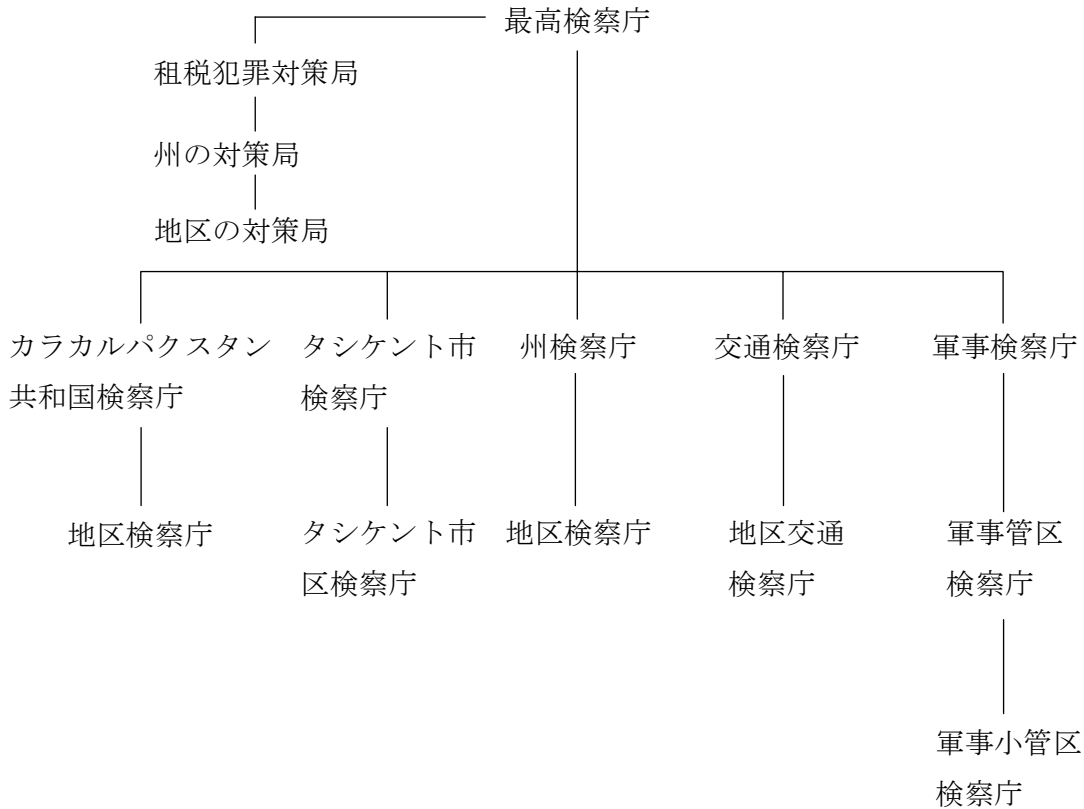
(1) 組織

ウズベキスタンでは、検察庁は、憲法上設置が認められた法的な機関と位置づけられている。

ウズベキスタンの検察は、検事総長を頂点とする一体的組織である。検察庁の全体組織は、図表5のようになっている。

14 経済裁判所の事物管轄については、なお調査研究を尽くす必要があり、ここに記載したことは説明不十分の虞があるけれども、本文で述べているように条文のみでは経済裁判所の扱う事件内容が分かりづらいため、あえて現時点での筆者の理解を述べた次第である。

[図表 5]



最高検察庁は、タシケント市内に置かれており、その一つ下のレベルとして、各州に州検察庁が1庁ずつ、合計12庁設置されている。州検察庁と同格のものとして、タシケント市検察庁とカラカルパクスタン共和国検察庁がある。これら州級の検察庁とは別に、特に交通事件を専門に扱うものとして、交通検察庁が合計18庁設置され、軍事事件を専門とする軍事検察庁が合計60庁設置されている。

州級の検察庁の下には、行政区分に応じて、地区検察庁が設置されている。タシケント市については、市内が11の区に分かれていることから、タシケント市検察庁の下に11庁の市区検察庁が設けられている。同様に、交通検察庁の下には地区交通検察庁がある。軍事検察庁に関しては、軍事管区、小管区に応じて、図示したように、軍事管区検察庁、軍事小管区検察庁が置かれている。

租税犯罪対策局は、最高検察庁に直属する機関であり、2001年に大統領令により新設された。同局は、捜査機関ではなく、租税犯罪に対する刑事政策を専門とする機関であり、やはり行政区分に従って、州の対策局、地区の対策局が置かれている。

最高検察庁に所属する検察官の数は180名、州級の検察庁は規模に応じて37名ないし108名、地区検察庁には3名ないし20名の検察官が配属されている。交通関係の検察庁に所属された検察官の総数は78名である。検察庁全体で検察官の総数は、2,268名である。租税犯罪対策局の職員は、検察官ではないが、州や地区の局も併せて全体で1,172名である。

(2) 検察官の任命

検事総長及び次長検事は、国会の事後承認を条件に大統領が任免する。その他の検察官については、検事総長に任免権がある¹⁵。検察官の任期はいずれも5年である。

検察官に任官できる条件は、①ウズベキスタン国籍を有すること、②高等法学教育を受けていること、③職業人としての資質を備えていること、④職務に耐え得る健康体であること、⑤25歳以上であること、⑥前科がないこと、である。実際には、法科大学を卒業して検察庁に就職する者が多いが、裁判所など他の司法機関から検察庁に転職する者もいる。一般的な検察官への任官プロセスを説明すると、まず、地区検察庁の職員として採用され、1年間の研修を受ける。この研修中の成績が優秀であり、かつ、研修後の試験に合格すれば、地区検察庁の検察官として採用される。研修中の成績いかんにより、研修期間が6か月ないし1年間延長されることもある。地区検察庁の検察官に任官した後、キャリアを積んで上級の検察庁の検察官へと昇進していくのである。

(3) 権限

検察官の権限は、「ウズベキスタン共和国の領域内での法律の正確かつ一様な執行に対する監督」（憲法第118条）である。

刑事事件において、検察官は捜査から起訴、公判立会、判決執行までに手続きの全般に権限を有する。ただし、刑事裁判の公判に検察官が立ち会うことは必要ではない。2000年においては、検察官が公判に立ち会った事件数は45,202件で、これは全公判事件数の88.3パーセントに当たり、2001年においては検察官の立会いがあった公判事件は46,489件で全体の90パーセントに当たる。また、ウズベキスタンの刑事裁判は有罪率が高く、第一審では約90パーセントの事件で有罪判決がなされている。¹⁶

民事事件において、検察官は、訴訟に立ち会い、判決の合法性を審査するなどの非常に広範な権限を有する。検察官の立会いが必要であるのは、失踪宣告、死亡宣告、行為無能力の審判、制限無能力の審判、親権剥奪の審判、親権制限の審判、精神障害者に対する強制的な措置入院の審判、選挙管理委員会の不法な活動に対する不服申立て、という8類型に属する事件である。しかし、検察官は、これ以外にも多くの一般民事事件の裁判手続きに立ち会っており、近年の統計によると、民事裁判所の事件のうち約64パーセントに検察官が立ち会っている。さらに、検察官は言い渡された判決の合法性を審査し、不法な判決について上訴する権限を有しており¹⁷、検察官による上訴が不法な判決の更正に役立っているとされる。経済事件においても、検察官は民事事件におけるのと同様の広範な権限を有しているが、その詳細は調査未了である。

もっとも、ウズベキスタンにおいては、検察官の権限が縮小される傾向にあり、将来的には、検察官の守備範囲が刑事分野と（上記8類型などの）一定範囲の民事事件に限られる可能性もありそうである。

15 ただし、カラカルパクスタン共和国検察庁の長官の任免には、同共和国国会の承認が必要である。

16 刑事事件の捜査手続及び裁判手続は、調査未了である。

17 この上訴権限は、当事者とは独立に行使されているようであるが、詳細は調査未了である。

(4) 立法への関与

上記の権限に加えて、憲法上、検事総長には国会に対する法案の提出権があり、実際にこの権限はしばしば行使されている。2001年には、検事総長の法案提出が10件に及んだ。また、検察庁が新法案や改正法案の関係官庁となる場合には、所管官庁から検察庁に対して意見照会がなされるが、2001年にはこの照会件数が37件に上っている。このように、ウズベキスタンでは、検察庁が法案作成に実質的に関与する体制が採られている。

4 司法省

(1) 組織

司法省は、内閣の構成員である司法大臣を長とする国家組織である。司法大臣の下に4名の次官が置かれている。司法大臣は、国会の事後承認を条件として大統領が任命し、次官は内閣が任命する。内部組織は19の部局に分かれている。司法省の主要な問題を討議し判断するのは、司法大臣を議長とし、次官、部局長らがメンバーとなる合議機関である¹⁸。この合議機関の決定が司法大臣令となって発布される。

我が国の法務省が地方法務局を有するように、ウズベキスタン司法省は国内に地方局を有しており、本省の職員数約140名に対し、地方局の職員数は合計257名である。その他、司法省は公証人や民事関係の登録¹⁹の係官を管理しており、公証人及びその補佐官が全国に537名、民事の登録官が1,924名、その事務官が248名である。司法省傘下の職員は、全国で3,000名を超える状況である。

ウズベキスタン司法省の特色の一つは、「国立犯罪研究センター」という司法鑑定機関を傘下に有することである。実施する鑑定の種類は、指紋鑑定、声紋鑑定、薬物分析、DNA鑑定など45種類に上る。同センターはこれら分野で刑事事件、民事事件に関わる鑑定を行うほか、学術研究をも行っており、司法鑑定に関する中央アジア最大の研究センターである²⁰。

もう一つ触れておきたいのは、司法省とタシケント国立法科大学との関係である。タシケント国立法科大学は、ウズベキスタンの誇る高等法学教育機関であり、教授陣には博士16名、準博士79名を数え、学生数は3,000名を超える。同校は、旧ソ連邦時代、ヴェトナム・ラオスなどの社会主義諸国から多数の留学生を受け入れていた実績がある。同校は、教育機関としては、高等教育省の管理下にあるが、カリキュラム作成など教育内容については、司法省が所轄しており、司法省と密接な関係を持っている。

18 この合議機関の構成については、内閣の承認が必要である。部局長の全員がメンバーになるわけではない模様であるが、詳細は調査未了である。

19 我が国の戸籍に類似するらしい。

20 捜査機関ではなく司法省にこういった鑑定機関が設置されている理由は、捜査機関が鑑定を恣意的に介入するのを防止し、鑑定手続と結果の公正を保障するためであるという。

(2) 権限

司法省の行っている業務の中で、最も重要なものは法案の作成及び関係官庁との調整である。国家機関の用意するあらゆる法律、命令、規則等の案は、必ず司法省のチェックを受けて承認を得なければならないこととされており、司法省は、提出された法令の案について、関係官庁の意見を聴き取って調整を図っている。また、重要法案の起草に当たっては、欧米諸国の法制を事前に調査するなどの研究活動も行っている。

司法省は、ウズベキスタン国内に設立された各種団体の登録をも所管している。ウズベキスタンでは、憲法上、団体は法律に従って登録しなければならないとされており（憲法第56条）、この登録事務を扱うのが司法省なのである。

ところで、2000年以降、司法省は中小企業保護という新しい任務を負うことになったが、ウズベキスタンでは、経済発展のため中小企業の振興が叫ばれており、司法省のこの新しい任務が重要視されているので、紹介しておきたい。

民間の企業活動に対して国家機関が介入することは、我が国においても、例えば国税局の税務調査や査察、労働基準監督官の調査などがあるように、ウズベキスタンにおいても当然にある。ところが、ウズベキスタンにおいては、担当官の介入が濫用され、必要以上に民間企業の活動を制約し、妨害する例が後を絶たなかったようである。そのため、国家機関が民間の企業活動に不法に介入することを防止することを目的として、司法省に新たな権限が与えられた。具体的には、調査台帳制度が新設され、中小企業に対して何らかの調査を行う国家機関は、司法省に備え置かれた調査台帳に、調査内容や調査の根拠等を記録しなければならないとされたのである。これにより、国家機関が安易に調査に着手することを抑制するとともに、司法省が調査の合法性を事後審査することを容易にしたのである。

新制度の結果、2000年以降の中小企業に対する調査件数は、それまでの100分の1に激減した。また、司法省は、違法な調査を発見した場合訴訟を提起しているが、2001年の提訴件数は4,000件に上った²¹。

5 弁護士

ウズベキスタンでは、1996年12月27日制定の弁護士法により、州レベルの弁護士会が設立され、1997年8月1日に全国団体である弁護士協会が設立された。この弁護士協会に加入しているのは、12州の各弁護士会、タシケント市弁護士会、カラカルパクスタン共和国弁護士会であり、メンバーである弁護士の総数は約3,000名である。このうち最大の弁護士会は、タシケント市弁護士会であり、会員たる弁護士は約800名である。もっとも、ウズベキスタンにおいて、弁護士会は強制加入団体ではなく、弁護士会に加入していない弁護士も相当数存在する。タシケント市においては、弁護士会に加入していない弁護士は約700

21 その結果、違法な調査を行った公務員に対して総額約2億5,000万スムが科され、約850名の公務員が懲戒処分を受け、約500名の企業家が名誉回復処分を受けたというが、この訴訟の手續等については、調査未了である。

名である²²。

弁護士の資格を得るには、ウズベキスタン国籍を有していること、法学教育を受けていること、資格試験に合格することが必要である。この資格試験を実施するのは、司法省の資格委員会であり、司法省委員6名、弁護士委員6名で構成されている。試験内容は論文式と面接であり、論文式試験は、民事、刑事、経済の3科目のうち一つを選択して受験する。なお、合格率は約9割に達するほど高い。

弁護士の権限や業務については、今後の調査課題である。

第5章 裁判の審級制度

ウズベキスタンの裁判所制度は、憲法裁判所、通常裁判所、経済裁判所と系統が分かれています。はいるが、前章の1・2で紹介したように、基本的には最高の裁判所、州レベルの裁判所、地区レベルの裁判所という具合に階層構造となっており、一見して分かりやすい。しかしながら、審級構造は、下位の裁判所から順次上位の裁判所に上がっていくという単純なものばかりではないし、「破棄審」、「監督審」という我が国には馴染みのない制度が採用されていることや、通常裁判所と経済裁判所が異なる審級構造を採用していることから、非常に複雑である。破棄審・監督審は、我が国の上訴制度とは異なる思想や論理から成り立っていると思われるが、その背景まで解き明かすことは筆者の能力を超えるので、本章では、通常裁判所と経済裁判所に分けて、ウズベキスタンの審級制度をできるだけ平易に紹介することを主眼としたい。

1 通常裁判所

通常裁判所では、2001年から審級制度が変更され、それまでの破棄審、監督審に控訴審が加わった。この現行制度について紹介する。なお、民事裁判所、刑事裁判所とも審級構造は同一である。

通常裁判所の原則的第一審は地区級の裁判所である²³。民事事件においては、第一審は単独の裁判官が審理する。刑事事件においては、法定刑が禁錮²⁴5年以下の罪にかかる事件は単独の裁判官が審理し、法定刑が禁錮5年を超える罪にかかる事件は、裁判官1名と参審員2名から成る合議体で審理する。参審員は、社会团体²⁵が候補者を選出して裁判所に通知し、各裁判所に設置された司法大臣の管理下にある機関において選任する。その任期は2年6か月である。第一審での審理期間は1か月間と法定されているが、複雑困難な

22 ここで挙げている数字は、すべて2001年9月の調査時のものである。

23 例外的に、州裁判所や最高裁判所が第一審となる場合がある。州裁判所が第一審となる場合、裁判体は、民事であれば単独の裁判官、刑事であれば罪体の軽重に従って単独の裁判官又は裁判官1名と参審員2名の合議体である。州裁判所が第一審を務める場合、控訴審又は破棄審は同じ州裁判所の合議部が務める。しかし、これら例外的場合の手続の詳細については調査未了である。

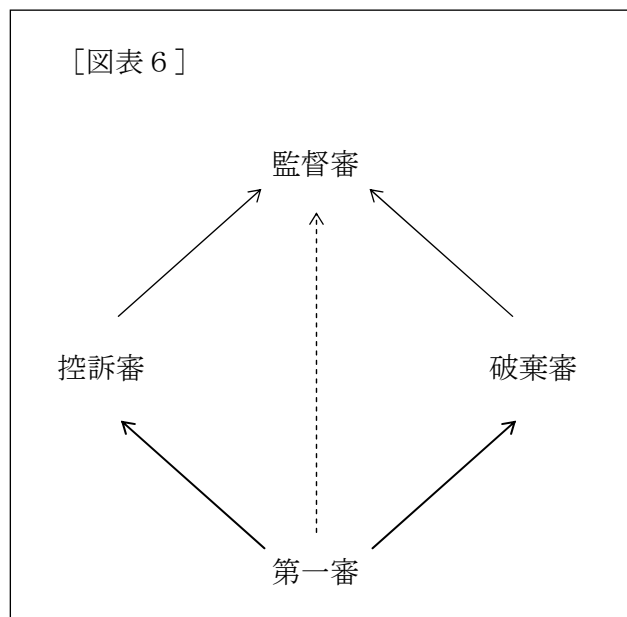
24 刑務所での拘禁中に刑務作業は課せられないので、「禁錮」と訳した。

25 法律に従って登録された労働団体、青年団などの一定の団体のことである。憲法第56条参照。

事件などには、例外的措置が用意されている²⁶。

図表6に示したように、第一審判決に対して、控訴審と破棄審という2種類の不服申立手続きがある。

第一審判決に対する控訴申立期間は、判決から民事事件では20日間、刑事事件では10日間である。言い換えると、控訴申立期間中に不服申立てがなければ、第一審判決は確定する。控訴審を務めるのは、州級の裁判所(の合議部)である。ところが、第一審判決が確定した後であっても、事件の当事者や検察官は、上級審に対して不服の申立てができる。これ



が破棄審の手続きである。破棄申立期間は1年間²⁷であり、破棄審を務めるのは、やはり州級の裁判所(の合議部)である。つまり、訴訟の当事者は、第一審判決に不服がある場合、控訴申立てと破棄申立ての二つの手段を保障されており、いずれにしても州級の裁判所の合議部がその不服申立てにかかる事件を審理することになる。2001年の統計によると、民事事件の第一審判決が約91,000件あり、そのうち3,445件が控訴され、うち1,085件²⁸において控訴審で第一審判決が覆された。また、破棄審の申立てがあったのは1,870件であり、このうち破棄審で第一審判決が破棄されたのは696件²⁹であった。

第一審判決が確定した後であっても破棄審の申立てを許すのであれば、なぜ確定前の不服申立てである控訴という手続を導入したのか、別の言い方をすれば、控訴手続を導入した上でなぜ破棄審という手続を存続させたのか、疑問が生じるところである。この点、ウズベキスタン国内でもかなり議論があったが、結局、第一審判決に不服のある当事者に対して控訴申立期間内の控訴申立てを強要することは、ウズベキスタンの現状に照らすと酷にすぎると考えられたため³⁰、控訴審と破棄審の両手続を置くことになったのである。

また、第一審判決の確定後に破棄審の申立てがあり、第一審が覆った場合、第一審判決が既に執行されていたらどうなるのか当然に疑問が生じるが、執行の巻戻し手続が用意さ

26 例外的な審理期間の延長や審理の停止については、調査未了である。

27 この期間の始期は、判決の(言渡し又は送達)の時から判決確定の時かいずれかであろうが、調査未了である。

28 この1,085件のうち検察官の申立てにかかるのは849件である。

29 この696件のうち検察官の申立てにかかるのは332件である。

30 ウズベキスタンでは、交通上の理由や弁護士制度の未発達などのため、一般市民の裁判所へのアクセスが容易ではなく、かつ、低所得の故に一般市民が不服申立手数料を準備することが容易ではないらしい。なお、控訴申立手数料と破棄審の申立手数料は同額とのことである。

れており、執行の巻戻しが不能であれば金銭賠償がなされることになっている³¹。

控訴審判決であれ破棄審判決であれ、第二審の判決は言渡しと同時に確定する。しかし、ウズベキスタンでは、こうして確定した判決が違法である場合のために、監督審という更正手続を用意している。監督審開始の申立てができるのは、最高裁判所長官・副長官、検事総長・次長検事、州裁判所長官、州検察庁長官に限られている。当事者には不服申立ての権限がなく、控訴審又は破棄審の判決に不服がある場合は、監督審の申立権者に対して、職権発動を促す請願しかできない。監督審は、当事者に三審制を保障するものではなく、判決の合法性を保障することが目的なのである³²。

民事事件の監督審の申立期間は、確定から3年間である。刑事事件の場合、被告人に有利な変更を申し立てるのであれば無期限に監督審の申立てができるが、被告人に不利益な変更の申立ては確定から1年間に限られる。民事事件では、監督審の申立権者は当事者から職権発動の請願があった事件についてのみ判決を審査して監督審申立ての有無を決するが³³、刑事事件においては、関係者の請願の有無にかかわらず検察官が全判決を審査して監督審を申し立てるかどうかが決している。

監督審の審理を行うことができるのは、図表2で説明した州裁判所の幹部会、最高裁判所の合議部・幹部会・総会である。監督審の審理体は監督審の申立権者と関連している。州裁判所長官と州検察庁長官は、州裁判所の合議部の判決を審査して、州裁判所の幹部会に対して監督審の申立をすることができる。最高裁判所と最高検察庁は、下級裁判所のすべての判決について審査する権限があり、最高裁判所長官・副長官、検事総長・次長検事は、最高裁判所合議部に対して監督審の申立てをすることができる³⁴。最高裁判所合議部の役割は、下級裁判所の判決に対する監督審を行うことなのである。最高裁判所合議部の判決に対して不服がある場合、最高裁判所長官及び検事総長は、最高裁判所幹部会に対して更に監督審の申立てができる。最高裁判所幹部会は、同裁判所合議部に対する監督審として機能しているのである。最高裁判所幹部会の判決に対してなお不服がある場合、最高裁判所長官及び検事総長は、最高裁判所総会に対して監督審の申立てができる³⁵。しかし、最高裁判所総会の主たる責務は、この監督審を行うことではなく、法令の解釈について統一見解を定め、下級裁判

31 しかし、刑事事件であれば、第一審で無罪判決を受けて確定した者が、破棄審で有罪とされることがあり、我が国の法律家の目から見ると、正義に反するのではないかと感じられるだろう。しかし、ウズベキスタンの立場では、誤った無罪判決が変更できなくなるこそ反正義だと感じるようである。

32 なお、第一審判決に対して破棄審の申立期間を途過した場合にも、監督審の申立てが可能である。したがって、監督審は、控訴審及び破棄審の各判決ばかりでなく、第一審判決の合法性も審査することができる。

33 当事者の請願件数に比べて監督審の申立件数は少ない。2001年に最高検察庁に監督審申立てが請願された民事事件は1,970件であるが、そのうち監督審申立てをしたのは16件であった。

34 なお、監督審の申立権限がなぜ最高裁判所、最高検察庁、州裁判所、州検察庁に分配されているのか、実際にそれぞれの機関に何件くらい当事者から請願があるのかなどの諸点は、調査未了である。

35 ただし、最高裁判所総会に対する監督審の申立ては、めったに行われていないようである。

所に通知することである。最高裁判所総会は、4か月に1回開催されている。

監督審手続は、破棄審の手続と同様に、既に確定した判決が覆される可能性があるため、法的安定性を害する危険性が高い³⁶。その反面、違法な状態のまま確定していた判決を更正することができるので、法の正当で一様な適用を実現する、あるいは正義を実現するには適した制度であると言うこともできる。また、我が国が採用している上告審制度においては、最上級の裁判所が取り扱う事件数が多くなり負担が大きいが、ウズベキスタンの監督審制度では、検察庁や州級の裁判所が判決を審査して監督審申立の可否を決する作業を分担しているため、それだけ最上級審の負担が軽減しているとも言える。このような監督審制度の有利・不利を勘案した上で、ウズベキスタンにおいては、監督審制度を設置する方が社会の要請に応えるものと考えられているのであろう。

2 経済裁判所

経済事件の第一審は、州級の経済裁判所において、単独の裁判官が行うのが原則である³⁷。審理期間は原則1か月間であるが、複雑困難な事件においては、期間の延長が認められるなどの例外がある。

上訴手続については、通常裁判所のそれとは異なり、経済裁判所においては控訴審と破棄審が並列の関係ではなく、上下の関係になっている。

経済裁判所の審級の仕組みについては、図表7に表した。

第一審の判決に対して不服のある当事者は、控訴の申立てをすることができる。控訴申立期間は判決から1か月間である。控訴審を務めるのは、州級の裁判所の合議部である。つまり、経済事件の第一審と控訴審は、いずれも州級の裁判所が行うわけである。

控訴審判決は言渡しと同時に確定する。これに不服のある当事者は、最高経済裁判所の合議部に対して、破棄審の申立てをすることができる。破棄審の判決に対して、当事者は不服を申し立てることができない。これに対する監督審の申立てをすることができるのは、最高経済裁判所長官・副長官及び検事総長・次長検事に限られている。不服のある当事者は、監督審の申立権者に対して、職権発動を促す請願をすることしかできない。これらの申立権者は、当事者の請願により判決の合法性を審査し、違法判決であると判断した場合、最高経済裁判所幹部会に監督審を申し立てること

[図表7]



36 ことに監督審手続においては、申立権者が違法な判決と判断した上で監督審を申し立てることになるので、確定済みの原判決が破棄される可能性が破棄審手続よりも一層高いといえる。

37 これに対する例外は2種類あり、最高経済裁判所が第一審を務める場合と、州級の裁判所において3名の裁判官の合議体が第一審の審理にあたる場合があるが、その詳細は調査未了である。

ができる。そして、同裁判所幹部会の判決が最終判断となる。最高裁判所の場合と異なり、最高経済裁判所総会に監督審の機能はない。同総会は、年に2回開催され、法令の解釈を決定して州級の経済裁判所に通知するのが主な役割である³⁸。

第6章 ウズベキスタン司法制度の課題

以上、2001年来の調査研究の取りまとめとして、ウズベキスタンの現行の司法制度の概略を説明したが、この調査研究は、ウズベキスタン政府から JICA に対して司法制度改革への支援要請があったことが契機となって始まったものであり、同国は今、司法改革の途上にある。そこで、最後に同国司法制度の課題について簡潔に私見を述べたい。

(1) 司法改革の行く末

ウズベキスタンは、シルクロードの要衝として古くから文化的に栄えた地域であり、学問の水準が高い。約70年間に及ぶ旧ソ連邦の体制下においても、その伝統は維持されてきたようである。国家体制や社会秩序は比較的良好に整備されている印象がある。しかし、1991年に独立したばかりの若い国家であるため、統治制度の構築に試行錯誤していることは否めない。司法制度もそのうちの一つであり、経済裁判所の創設に始まり、検察庁の権限縮小化、民事裁判所と刑事裁判所の分化、通常裁判所の訴訟手続へ控訴の導入など³⁹、一連の司法改革を進めている。今後の具体的な課題としては、地区級の民事裁判所の増設、地区級の経済裁判所の新設、これら裁判所に勤める裁判官の養成などが挙げられる。

ここで問題なのは、司法改革の目指す最終的な姿が明確でないことである。例えば、裁判所制度は、憲法裁判所や軍事裁判所以外に、民事裁判所、刑事裁判所、経済裁判所を設けて専門化の傾向が顕著であるが、民事裁判所と経済裁判所の分化をどこまで続けることができるか疑問に感じられる。民事裁判所の管轄から親族・相続関係の事件を除き、経済裁判所の管轄から破産事件や税金事件を除くと、両者の扱う事件の内容にはほとんど差がなくなるように思えるのである。また、検察庁の権限を縮小する傾向にあることは確かであるが、どこまで縮小されていくのか具体的には明らかにされていない。

司法改革の目指す姿の問題に加えて、どんな手順で改革を実行していくかという問題もある。これまでは中小規模の改革を積み重ねている感があるが、それは、大改革をすると一時的に制度を不安定にしてしまう危険が大きいためであろう。しかし、あまりに頻繁に制度改革をすると安定感を失い、国民の信頼を損なうことにもなりかねない。やはり、改革の目指す最終的な姿を早く示し、その上で改革の手順も明らかにしておくことが必要だと思われる。

38 経済裁判所の破棄審、監督審の手続や、最高経済裁判所の幹部会・総会の機能については、なお不明の点が多く、今後の調査が必要である。

39 このほか比較的大きな改革の一つとして、刑罰の軽減があげられる。ウズベキスタンでは従来の刑罰が厳しすぎたことが問題とされているようであり、毎年のように、大統領が大赦令を發布して、刑罰を軽減化している。

(2) 国家管理と経済的自由主義

ウズベキスタンの目指している司法改革は、それ自体が目的なのではなく、市場経済を支える法制度を確立し、国民経済の発展をはかることが目的である。第4章の4で司法省に導入された調査台帳制度を紹介したが、近時ウズベキスタンでは、市場経済の担い手として中小企業に注目しており、中小企業の保護育成が叫ばれている。

しかし、ウズベキスタンの現行制度は、国家管理の色彩がなお強いのではないかとと思われる。先に紹介したように、企業取引を行うには役所での登録が必要とされているのは、その一例である。上述した調査台帳制度にしても、他の国家機関による中小企業活動への違法な介入に対して司法省が訴訟を提起して是正するのであり、国家が後見的立場で中小企業を保護するものである。もちろん、発展途上国が経済発展を遂げる過程では、国家による国内産業保護が必要な場面が多いであろう。しかし、ウズベキスタンの場合には、「国内産業の保護」というよりも、「国家の管理による違法状態の是正」という思想が強く出ていると感じられるのである⁴⁰。

ウズベキスタンが目指す市場経済は、国家による制約を可能な限り解き、平等な経済主体による自由な競争が前提である。ここで求められるのは、国家による管理とは正反対の思考であろう。ウズベキスタンの法律家や一般国民が、今後いかに経済的自由主義の思考に慣れ親しむことができるか、大きな課題であると思われる。

40 例えば、前述の監督審についても、国家による違法な判決の是正であると言える。

(資料1)

ウズベキスタン共和国憲法 (仮訳)

(1992年12月8日制定)

翻訳 名古屋大学大学院法学研究科
教授 杉浦一孝

[目次]

前文
第1編 基本原則
第1章 国家主権
第2章 人民権力
第3章 憲法および法律の優位
第4章 対外政策
第2編 人間および市民の基本的権利、自由および義務
第5章 通則
第6章 国籍
第7章 人格的権利および自由
第8章 政治的権利
第9章 経済的および社会的権利
第10章 人間の権利および自由の保障
第11章 市民の義務
第3編 社会と個人
第12章 社会の経済原則
第13章 社会団体
第14章 家族
第15章 マス・メディア
第4編 行政区画と国家構造
第16章 ウズベキスタン共和国の行政区画
第17章 カラカルパクスタン共和国
第5編 国家権力の組織
第18章 ウズベキスタン共和国国会
第19章 ウズベキスタン共和国大統領
第20章 内閣
第21章 地方の国家権力の原則
第22章 ウズベキスタン共和国の司法権
第23章 選挙制度
第24章 検察庁
第25章 財政および信用
第26章 防衛および安全
第6編 憲法の改正手続

前文

ウズベキスタン人民は、
人間の権利および国家主権にみずから忠実であることを厳粛に宣言し、
現在および将来の世代に対する重い責任を自覚し、
ウズベク国家の発展の歴史的経験にもとづき、
民主主義および社会正義の理想にみずから忠実であることを確認し、

一般に認められた国際法規範の優位を承認し、
共和国市民に立派な生活を保障するために努力し、
人間的で民主的な法治国家をつくることを課題とし、
国内平和および民族的合意を確保するために、
みずからの全権代表をとおしてこのウズベキスタン共和国憲法を制定する。

第1編 基本原則

第1章 国家主権

- 第1条 ウズベキスタンは、主権を有する民主共和国である。国名の「ウズベキスタン共和国」および「ウズベキスタン」は、同義とする。
- 第2条 国家は、人民の意志を表し、その利益に奉仕する。国家機関および公務員は、社会および市民に対し責任を負うものとする。
- 第3条 ウズベキスタン共和国は、民族的国家構造、行政区画ならびに国家権力機関および国家行政機関の体系を定め、その対内政策および対外政策を実現する。
- 2 ウズベキスタンの国境および領域は、不可侵かつ不可分とする。
- 第4条 ウズベキスタン共和国の公用語は、ウズベク語とする。
- 2 ウズベキスタン共和国は、その領域内にいる大小の諸民族の言語、慣習および伝統に敬意をもって接し、これらの発展のための前提条件を整えることを保障する。
- 第5条 ウズベキスタン共和国は、みずからの国家の象徴、すなわち法律で承認する国旗、国章および国歌を有する。
- 第6条 ウズベキスタン共和国の首都は、タシケント市とする。

第2章 人民権力

- 第7条 人民は、国家権力の唯一の源泉である。
- 2 ウズベキスタン共和国における国家権力は、ウズベキスタン共和国憲法およびこれにもとづいて制定された法令により権限をあたえられた機関だけが、人民の利益のために行使する。
- 3 国家権力〔機関〕の権限の奪取、憲法に定められていない手続による権力機関の活動の停止

または中止、および新しいまたは同じような権力組織の設置は、憲法違反であり、法律にもとづいて責任を問われるものとする。

第8条 ウズベキスタン人民は、その帰属する民族のいかにかわからず、ウズベキスタン共和国市民である。

第9条 社会生活および国家生活のもっとも重要な問題は、人民討議にかけ、全人民投票（レフェレンダム）に付するものとする。レフェレンダムの実施手続は、法律で定める。

第10条 ウズベキスタン人民により選挙された国会および共和国大統領だけが、ウズベキスタン人民の名において行動することができる。

2 社会のいかなる部分も、または政党、社会团体、運動体もしくは個々の者も、ウズベキスタン人民の名において行動してはならない。

第11条 ウズベキスタン共和国の国家権力の体系の原則は、立法権、執行権および司法権への権力の分立とする。

第12条 ウズベキスタン共和国においては、社会生活は、政治制度、イデオロギーおよび意見の多様性にもとづいて発展するものとする。

2 いかなるイデオロギーも、国家のイデオロギーとしてはならない。

第13条 ウズベキスタン共和国においては、民主主義は、人間およびその生命、自由、名誉、尊厳その他奪うことのできない権利を最高の価値とする全人類的な諸原則を基礎とする。

2 民主的権利および自由は、憲法および法律により、保護する。

第14条 国家は、人間および社会の福祉のために、社会正義および適法性の原則にもとづいて活動を行うものとする。

第3章 憲法および法律の優位

第15条 ウズベキスタン共和国においては、ウズベキスタン共和国憲法および法律の絶対的な優位は、これを承認する。

2 国家、その機関、公務員、社会团体および市民は、憲法および法律にもとづいて活動するものとする。

第16条 この憲法の規定の一つであっても、ウズベキスタン共和国の権利および利益に反して解釈してはならない。

2 一つの法律または他の法令であっても、憲法の規定および原則に反してはならない。

第4章 対外政策

第17条 ウズベキスタン共和国は、国際関係の完全な権利を有する主体である。その対外政策は、国家主権の平等、武力の不行使または武力による威嚇の放棄、国境の不可侵、紛争の平和的解決および内政不干渉の原則、ならびに国際法の

一般に認められたその他の原則および規範をその基礎とする。

2 共和国は、国家および人民の最高の利益ならびにその福祉および安全にもとづいて、同盟を結び、共同体その他の国家間組織に加入し、またはこれらから脱退することができる。

第2編 人間および市民の基本的権利、自由および義務

第5章 通則

第18条 ウズベキスタン共和国のすべての市民は、同一の権利および自由を有し、かつ、性、人種、民族、言語、宗教、社会的出自、信念または個人的もしくは社会的地位のいかにかわからず、法律の前に平等である。

2 特典は、法律でのみこれを定めることができ、社会正義の原則に適合しなければならない。

第19条 ウズベキスタン共和国市民と国家の関係は、相互の権利および責任にもとづくものとする。憲法および法律に定める市民の権利および自由は、揺るぎないものであり、何人も、裁判なしにこれらを剥奪し、または制限することができない。

第20条 権利および自由を行使する市民は、他人、国家および社会の法益、権利および自由を侵害してはならない。

第6章 国籍

第21条 ウズベキスタン共和国においては、共和国の全領域で統一的な国籍が定められるものとする。

2 ウズベキスタン共和国の国籍は、その取得の事由のいかにかわからず、すべての者にとって平等なものとする。

3 カラカルパクスタン共和国市民は、同時に、ウズベキスタン共和国市民である。

4 国籍の取得および喪失の事由および手続は、法律で定める。

第22条 ウズベキスタン共和国は、ウズベキスタン共和国の領域内および領域外で、自国の市民に対し法的保護および庇護をあたえる。

第23条 ウズベキスタン共和国の領域内にいる外国市民および無国籍者は、国際法規範にもとづいて、権利および自由を保障されるものとする。

2 これらの者は、ウズベキスタン共和国の憲法、法律および国際条約に定める義務を負う。

第7章 人格的権利および自由

第24条 生命に対する権利は、すべての人間の奪うことのできない権利である。この権利の侵害は、もっとも重大な犯罪とする。

第25条 すべての者は、身体の自由および安全についての権利を有する。

2 何人も、法律にもとづかなければ、勾留され、または拘禁されることはない。

第26条 すべての被疑者および被告人は、防御のためにあらゆる機会があたえられている公開の公判で、有罪であることが適法な手続により認定されない限り、無罪の推定を受ける。

2 何人も、拷問、暴力その他の残虐なまたは人間の尊厳を傷つける取扱いを受けることはない。

3 何人も、その同意がない限り、医学的または科学的実験を受けることはない。

第27条 すべての者は、その名誉および尊厳に対する侵害ならびにその私生活に対する干渉から保護される権利、ならびにその住居の不可侵の権利を有する。

2 何人も、法律に定める場合で、これに定める手続によらなければ、住居に立ち入り、捜索または検証を行い、ならびに信書および電話機による会話の秘密を侵すことができない。

第28条 ウズベキスタン共和国市民は、共和国の領域内での自由な移動ならびにウズベキスタン共和国への入国および自国からの出国についての権利を有する。ただし、法律に別段の定めがある場合には、この限りでない。

第29条 すべての者は、思想、言論および信念の自由についての権利を有する。すべての者は、現在の憲法体制に反対することを目的とする場合および法律で制限するその他の場合を除くほか、任意の情報を求め、入手し、および広める権利を有する。

2 意見およびその表明の自由は、国家機密その他の秘密の保護を理由として、法律で制限することができる。

第30条 ウズベキスタン共和国のすべての国家機関、社会团体および公務員は、市民に対し、その権利および利益に係る文書、決議その他の資料を知る機会をあたえなければならない。

第31条 すべての者は、良心の自由を保障されるものとする。すべての者は、任意の宗教を信仰し、またはいかなる宗教も信仰しない権利を有する。宗教的見解の強制的な宣伝普及は、禁止する。

第8章 政治的権利

第32条 ウズベキスタン共和国市民は、直接に、またはみずからの代表をとおして、社会および国家の事業の管理に参加する権利を有する。この参加は、自治、レフェレンダムの実施および国家機関の民主的編成により行われるものとする。

第33条 市民は、ウズベキスタン共和国の法令にもとづいて、集会、会議または示威行進のかたちでその積極的な社会活動を行う権利を有する。

権力機関は、安全上の見地からのみ、その行為を停止させ、または禁止する権利を有する。

第34条 ウズベキスタン共和国市民は、労働組合、政党その他の社会团体に加入し、および大衆運動に参加する権利を有する。何人も、政党、社会团体、大衆運動および権力の代表機関における少数の反対派に属する者の権利、自由および尊厳を侵害してはならない。

第35条 すべての者は、権限のある国家機関、施設または人民代表に対し、個人でまたは他の者と共同で、申請、提案または不服申立てを行う権利を有する。

2 申請、提案または不服申立ては、法律に定める手続により、これに定める期間内に審議しなければならない。

第9章 経済的および社会的権利

第36条 すべての者は、所有の権利を有する。銀行預金の秘密および相続権は、法律により保障する。

第37条 すべての者は、法律に定める手続により、労働の権利、仕事の自由な選択の権利、公平な労働条件を保障される権利および失業から保護される権利を有する。

2 強制労働は、裁判所の判決にもとづく刑罰の執行の場合または法律に定めるその他の場合を除くほか、禁止する。

第38条 従業員は、有給の休息の権利を有する。労働時間および有給休暇は、法律で定める。

第39条 すべての者は、老齢、労働能力の喪失、扶養者の死亡または法律に定めるその他の場合には、社会保障を受ける権利を有する。

2 年金、手当その他の生活援助は、公定最低生活費を下回ってはならない。

第40条 すべての者は、水準の高い医療を受ける権利を有する。

第41条 すべての者は、教育を受ける権利を有する。国家は、一般教育を無償で受けられることを保障する。

2 学校の事項は、国家の監督のもとに置く。

第42条 すべての者は、学術および技術の創造の自由を保障され、文化の成果を利用する権利を有する。

2 国家は、社会の文化的、学術的および技術的發展に配慮する。

第10章 人間の権利および自由の保障

第43条 国家は、憲法および法律に定める市民の権利および自由を保障する。

第44条 すべての者は、その権利および自由の司法的救済ならびに国家機関、公務員または社会团体の違法行為を裁判所に提訴する権利を保障されるものとする。

第45条 未成年者、労働不能者および一人暮らしの高齢者の権利は、国家が保護する。

第46条 女性と男性は、平等な権利を有する。

第11章 市民の義務

第47条 すべての市民は、憲法に定める義務を負う。

第48条 市民は、憲法および法律を遵守し、他人の権利、自由、名誉および尊厳を尊重しなければならない。

第49条 市民は、ウズベキスタン人民の歴史的、精神的および文化的遺産を守らなければならない。文化財は、国家が保護する。

第50条 市民は、自然環境を大事にしなければならない。

第51条 市民は、法律に定める国税および地方税を納めなければならない。

第52条 ウズベキスタン共和国の防衛は、ウズベキスタン共和国のすべての市民の義務である。市民は、法律に定める手続により、兵役または代替可能な職務に服さなければならない。

第3編 社会と個人

第12章 社会の経済的原則

第53条 市場関係の発展を目的とするウズベキスタン経済の基礎は、さまざまな形態の所有である。国家は、消費者の権利を優先させて、経済活動、企業家的活動および労働の自由を保障し、すべての所有形態の同権および法的保護を保障する。

2 私的所有その他の所有形態は、不可侵であり、国家がこれらを保護する。所有者は、法律に定める場合で、これに定める手続によらなければ、その財産を奪われることはない。

第54条 所有者は、自己の判断にもとづいて、みずからの財産を占有し、使用し、および処分する。財産は、生態学的環境に損害をあたえ、または市民、法人もしくは国家の権利および法益を侵害して、使用してはならない。

第55条 土地、地下資源、水資源、動植物界その他の天然資源は、国全体の富であり、合理的に利用しなければならない。国家がこれらを保護する。

第13章 社会团体

第56条 ウズベキスタン共和国においては、社会团体として認められる組織は、法律に定める手続により登録された労働組合、政党、学者団体、女性団体、永年勤務退職者団体、青年団体、創作者団体、大衆運動体および市民のその他の団体とする。

第57条 憲法体制を暴力的に変更することを目的とし、共和国の主権、統一および安全ならびに共和国市民の憲法上の権利および自由に反する行動を取り、戦争ならびに社会的、民族的、人種的および宗教的敵意を宣伝し、ならびに人民の健康および倫理を侵す政党その他の社会団体の結成および活動ならびに武装団体、民族政党および宗教政党の結成および活動は、禁止する。

2 秘密結社の結成は、禁止する。

第58条 国家は、社会团体の権利および法益が守られることを保障し、社会团体に対し、社会生活に参加する法的な機会を平等にあたえるものとする。

2 社会团体の活動への国家機関および公務員の介入ならびに国家機関および公務員の活動への社会团体の介入は、禁止する。

第59条 労働組合は、労働者の社会・経済的権利および利益を表現し、これらを擁護する。労働組合組織への加入は、任意とする。

第60条 政党は、さまざまな社会的階層および社会的集団の政治的意志を表し、民主的方法により選挙されたみずからの代表をとおして国家権力の編成に参加する。政党は、所定の手続により、国会またはこれにより権限をあたえられた機関に対し、その活動の財源に関する公的な報告書を提出しなければならない。

第61条 宗教組織および宗教団体は、国家から分離し、かつ、法律の前に平等である。国家は、宗教団体の活動に介入しないものとする。

第62条 社会团体の解散またはその活動の禁止もしくは制限は、裁判所の判決にもとづいてのみ、行うことができる。

第14章 家族

第63条 家族は、社会の基本細胞であり、社会および国家の保護を受ける権利を有する。

2 婚姻は、当事者の自由な合意および同権にもとづくものとする。

第64条 親は、子が成年になるまで、これを扶養し、および養育しなければならない。

2 国家および社会は、親のいない子および親が親権を剥奪されている子の扶養、養育および教育を保障し、これらの子に対する慈善活動を奨励する。

第65条 子は、出自および親の身分事項のいかにかわらず、法律の前に平等である。

2 母性および幼時は、国家が保護する。

第66条 成年となった子で、労働能力のあるものは、みずからの親に対し配慮しなければならない。

第15章 マス・メディア

第67条 マス・メディアは、自由であり、かつ、

法律にもとづいて活動するものとする。これらは、所定の手続により、情報の信憑性について責任を負うものとする。

2 検閲は、禁止する。

第4編 行政区画と国家構造

第16章 ウズベキスタン共和国の行政区画

第68条 ウズベキスタン共和国は、州、地区、市、町、村（キシラクおよびアウル）およびカラカルパクスタン共和国をもって構成する。

第69条 カラカルパクスタン共和国、州およびタシケント市の境界の変更ならびに州、市および地区の設置または廃止は、ウズベキスタン共和国国会の同意を得て行うものとする。

第17章 カラカルパクスタン共和国

第70条 主権を有するカラカルパクスタン共和国は、ウズベキスタン共和国の構成国となる。カラカルパクスタン共和国の主権は、ウズベキスタン共和国が保護する。

第71条 カラカルパクスタン共和国は、みずからの憲法を有する。

2 カラカルパクスタン共和国憲法は、ウズベキスタン共和国憲法に反してはならない。

第72条 ウズベキスタン共和国の法律は、カラカルパクスタン共和国の領域内でも効力を有する。

第73条 カラカルパクスタン共和国の領域および境界は、その同意を得ない限り、変更することができない。カラカルパクスタン共和国は、みずからの行政区画の問題を自主的に解決する。

第74条 カラカルパクスタン共和国は、カラカルパクスタン人民のレフェレンダムにもとづいて、ウズベキスタン共和国から脱退する権利を有する。

第75条 ウズベキスタン共和国憲法の枠内におけるウズベキスタン共和国とカラカルパクスタン共和国との相互関係は、ウズベキスタン共和国とカラカルパクスタン共和国が締結した条約および協定で規制する。

2 ウズベキスタン共和国とカラカルパクスタン共和国との間の紛争は、協議手続により解決するものとする。

第5編 国家権力の組織

第18章 ウズベキスタン共和国国会

第76条 国家の最高代表機関は、立法権を行使するウズベキスタン共和国国会である。

第77条 ウズベキスタン共和国国会は、複数政党制のもとで、5年の任期で地域選挙区ごとに選挙される議員150名をもって構成する。

2 ウズベキスタン共和国国会の被選挙権は、選挙期日までに25歳に達したウズベキスタン共和国市民が有する。

3 議員候補者の資格要件は、法律で定める。

第78条 ウズベキスタン共和国国会の専属的権限には、次に掲げる事項が属する。

(1) ウズベキスタン共和国憲法の制定および改正

(2) ウズベキスタン共和国の法律の制定および改正

(3) ウズベキスタン共和国の対内政策および対外政策の基本方向の策定ならびに戦略的国家プログラムの採択

(4) ウズベキスタン共和国の立法権、執行権および司法権の諸機関の体系および権限の決定

(5) ウズベキスタン共和国への新しい国家の加入の承認およびウズベキスタン共和国からのその脱退決議の承認

(6) 関税、通貨および信用業務の立法による規制

(7) 行政区画の問題の立法による規制とウズベキスタン共和国の境界の変更

(8) 内閣の提出するウズベキスタン共和国予算の採択、その執行に対する監督および租税その他の納付金の決定

(9) ウズベキスタン共和国国会および地方の代表機関の選挙の公示ならびに中央選挙管理委員会の設置

(10) ウズベキスタン共和国大統領の任期満了によるその選挙の期日の公示

(11) ウズベキスタン共和国国会議長および副議長の選挙

(12) ウズベキスタン共和国憲法裁判所の選挙

(13) ウズベキスタン共和国最高裁判所の選挙

(14) ウズベキスタン共和国最高経済裁判所の選挙

(15) ウズベキスタン共和国大統領の提案にもとづくウズベキスタン共和国国家自然保護委員会の長の任免

(16) 首相、第1副首相、副首相および閣僚の任免に関するウズベキスタン共和国大統領令の承認

(17) ウズベキスタン共和国検事総長およびその次長の任免に関する共和国大統領令の承認

(18) ウズベキスタン共和国大統領の提案にもとづくウズベキスタン共和国中央銀行総裁の任免

(19) 省、国家委員会その他の国家行政機関の設置および廃止に関するウズベキスタン共和国大統領令の承認

(20) 総動員もしくは一部動員の布告または非常事態の宣言、その延長もしくは終了に関するウズベキスタン共和国大統領令の承認

(21) 国際条約および協定の批准および破棄

(22) 国家賞および称号の設定

- (23) 地区、市および州の設置、廃止および改称ならびにこれらの境界の変更
- (24) この憲法に定めるその他の権限の行使
- 第79条 国会の会議は、その総議員の3分の2以上の出席があったときに、成立するものとする。
- 第80条 ウズベキスタン共和国大統領、首相、閣僚、憲法裁判所長官、最高裁判所長官、最高経済裁判所長官、共和国検事総長および中央銀行総裁は、ウズベキスタン共和国国会の会議に出席することができる。
- 第81条 ウズベキスタン共和国国会は、その議員の任期が満了してから次期の国会が活動を開始するまで、その活動を行うものとする。
- 2 ウズベキスタン共和国国会の選挙後の最初の会議は、選挙後2カ月以内に、中央選挙管理委員会が招集する。
- 第82条 ウズベキスタン共和国国会における法案提出権は、ウズベキスタン共和国大統領、カラカルパクスタン共和国の国家権力の最高機関、ウズベキスタン共和国国会の議員、ウズベキスタン共和国内閣、憲法裁判所、最高裁判所、最高経済裁判所およびウズベキスタン共和国検事総長に属する。
- 第83条 ウズベキスタン共和国国会は、法律を制定し、決定その他の法令(アクト)を採択する。法律を制定するには、国会の総議員の過半数の賛成を要する。
- 2 法律その他の法令は、公布されなければ、これを適用してはならない。
- 第84条 国会議長および副議長は、ウズベキスタン共和国国会の議員の中から、秘密投票により選挙する。
- 2 国会議長および副議長は、毎年、国会に報告するものとする。
- 3 ウズベキスタン共和国国会の議員であるカラカルパクスタンの代表は、国会の副議長となる。
- 4 ウズベキスタン共和国国会議長および副議長は、議員と同じ任期で選挙する。
- 5 ウズベキスタン共和国国会議長には、同一の者を連続2期を超えて選挙することができない。
- 6 ウズベキスタン共和国国会議長は、秘密投票によりその総議員の3分の2を超える多数で可決されたウズベキスタン共和国国会の決議により、任期満了前に解任することができる。
- 第85条 ウズベキスタン共和国国会議長は、次に掲げることを行う。
- (1) 国会の審議に付される議題の準備に対する一般的指導を行うこと。
- (2) 国会の会議を招集し、委員会の長とともに、議事日程案を作成すること。
- (3) 国会の会議で議長を務めること。
- (4) 国会の委員会の活動を調整すること。
- (5) 法律および国会の決定の執行に対する監督を行うこと。
- (6) 議会間の交流に関する活動および国際議会

- 関係組織の仕事に係る代表団の活動を指導すること。
- (7) 国会副議長およびその委員会の長の候補者を提案すること。
- (8) 委員会の長の提案にもとづいて委員会の構成に変更を加え、これについて国会の事後承認を得ること。
- (9) 国会の機関紙誌の活動を日常的に指導すること。
- (10) 国会の機関紙誌の編集委員会の規約および構成ならびにその出版に要する予算を承認すること。
- (11) 国会の機関紙誌の編集者を任免すること。
- (12) 国会の議員および事務機構のための予算を承認すること。
- (13) ウズベキスタン共和国国会の決定に署名すること。
- 2 ウズベキスタン共和国国会議長は、命令を発する。
- 第86条 国会は、法律案の作成、国会の審議にかけられる議題の事前の審議および準備ならびに法律およびウズベキスタン共和国国会のその他の決定の執行に対する監督のために、議員の中から委員会を選挙する。
- 2 国会は、必要な場合には、恒常的にまたは臨時に、議員代表委員会、監査委員会その他の委員会を設置する。
- 第87条 国会議員は、所定の手続により、議員活動に要する費用の弁償を受ける。共和国国会で恒常的に活動する議員は、その任期中、報酬のある他の任意の職に就き、または企業家としての活動を行うことができない。
- 第88条 国会議員は、不可侵の権利を有する。議員は、国会の同意がなければ、刑事訴追を受け、勾留され、または裁判手続による行政罰を科せられることはない。

第19章 ウズベキスタン共和国大統領

- 第89条 ウズベキスタン共和国大統領は、ウズベキスタン共和国の国家元首であり、かつ、執行権の長である。
- 2 ウズベキスタン共和国大統領は、同時に、内閣の長である。
- 第90条 ウズベキスタン共和国大統領に選挙される者は、公用語を使いこなし、選挙の直前までウズベキスタンの領域内に10年以上定住している35歳以上のウズベキスタン共和国市民とする。同一の者が連続2期を超えてウズベキスタン共和国大統領になることはできない。
- 2 ウズベキスタン共和国大統領は、市民が普通、平等および直接選挙権にもとづいて、5年の任期中で秘密投票により選挙する。大統領の選挙手続は、ウズベキスタン共和国の法律で定める。
- 第91条 大統領は、その任期中、報酬のある他の

職に就き、代表機関の議員になり、または企業家としての活動を行うことができない。

2 大統領の身体は、不可侵とし、法律により保護するものとする。

第92条 大統領は、ウズベキスタン共和国国会の会議において、次の内容の宣誓をした時からその職に就任したものとする。「ウズベキスタン人民に忠実に仕え、共和国憲法および法律に厳格にしたがい、市民の権利および自由を保障し、ならびに、ウズベキスタン共和国大統領に課せられている職務を誠実に遂行することを厳粛に誓う。」

第93条 ウズベキスタン共和国大統領は、次に掲げることを行う。

- (1) 市民の権利および自由の遵守ならびにウズベキスタン共和国憲法および法律の遵守の保証人として行動すること。
- (2) ウズベキスタン共和国の主権、安全および領土の保全の保護ならびに民族的国家構造の問題に関する決議の実現のために、必要な措置を講じること。
- (3) 国内および国際関係においてウズベキスタン共和国を代表すること。
- (4) ウズベキスタン共和国の条約および協定の締結交渉をし、これらに署名し、共和国が締結した条約、協定および共和国が負った義務の遵守を保障すること。
- (5) 大統領あての外交代表その他の代表の信任状および召還状を受理すること。
- (6) 外国におけるウズベキスタン共和国の外交代表その他の代表を任免すること。
- (7) 毎年、国内情勢および国際情勢に関する情報を共和国国会に提出すること。
- (8) 執行権の機構を組織し、および指導し、共和国の権力の最高機関と行政の最高機関との協同行動を保障すること、ならびにウズベキスタン共和国の省、国家委員会その他の国家行政機関を設置し、および廃止し、事後に国会の承認を得るためにこれに関する大統領令を提出すること。
- (9) ウズベキスタン共和国内閣の首相、第1副首相、副首相および閣僚ならびにウズベキスタン共和国検事総長およびその次長を任免し、これについて国会の事後承認を得ること。
- (10) ウズベキスタン共和国の憲法裁判所長官および所員、最高裁判所長官および所員、最高経済裁判所長官および所員、中央銀行総裁ならびにウズベキスタン共和国国家自然保護委員会委員長の候補者をウズベキスタン共和国国会に提案すること。
- (11) 州裁判所、地区裁判所、市裁判所および経済裁判所の裁判官を任免すること。
- (12) 州およびタシケント市の長（ホキム）を任免し、これについて当該人民代議員会議の事後承認を得ること。大統領は、地区および市

の長（ホキム）が憲法もしくは法律に違反し、または長（ホキム）の名誉および尊厳を汚す行為をした場合には、その決定によりこれらを解任する権利を有する。

(13) 共和国の国家行政機関の命令（アクト）および長の命令（アクト）の効力を停止し、またはこれらを取り消すこと。

(14) ウズベキスタン共和国の法律に署名すること。大統領は、法律に異議がある場合には、再審議および再表決のために、これを国会に差し戻す権利を有する。国会が投票数の3分の2以上の多数で再度議決したときは、大統領は、法律に署名するものとする。

(15) 特別の場合（外部からの現実の脅威、大衆騒動、大惨事、自然災害、伝染病）には、市民の安全を確保するために、ウズベキスタン共和国の全領域または個々の地域に非常事態を宣言し、3昼夜以内に、これについてウズベキスタン共和国国会の承認を得ること。非常事態の宣言の要件および手続は、法律で定める。

(16) 共和国軍の最高司令官となり、軍の司令官を任免し、階級を授与すること。

(17) ウズベキスタン共和国に対する攻撃があった場合または侵略に対する相互防衛に関する条約上の義務を履行する必要が生じた場合には、宣戦を布告し、3昼夜以内に、これについてウズベキスタン共和国国会の事後承認を得ること。

(18) ウズベキスタン共和国の勲章、記章および賞状を授与し、ウズベキスタン共和国の技能称号および名誉称号を授与すること。

(19) ウズベキスタン共和国国籍の問題および政治的避難の供与の問題を解決すること。

(20) 大赦令を制定し、ウズベキスタン共和国の裁判所の有罪判決が確定した市民に対し特赦を行うこと。

(21) 国民安全局および国家監督局を組織し、その長を任免し、その権限に属するその他の問題を解決すること。

2 大統領は、みずからの権限を国家機関または公務員に委譲することができない。

第94条 ウズベキスタン共和国大統領は、ウズベキスタン共和国憲法および法律にもとづいて、またはこれらを執行するために、共和国の全領域で拘束力を有する大統領令、決定および命令を発する。

第95条 ウズベキスタン共和国国会の中で克服しがたい対立が生じ、国会が正常に機能しなくなる危険がある場合、または国会が憲法に反する決定を繰り返し採択する場合には、大統領は、憲法裁判所の同意のもとに、その決定により国会を解散することができる。国会が解散させられた場合には、3カ月以内に、その新しい選挙を行うものとする。

2 国会は、非常事態が宣言されている間は、解散することができない。

第96条 ウズベキスタン共和国大統領が健康状態によりその職務を遂行することができない場合で、国会の設置する国家医事委員会がこれを確認したときは、国会は、10日以内に臨時会議を開いて、3カ月以下の任期で、議員の中からウズベキスタン共和国大統領臨時代行を選挙する。この場合においては、3カ月以内に、全人民によるウズベキスタン共和国大統領選挙を実施しなければならない。

第97条 任期満了で退職した大統領は、憲法裁判所の終身所員となる。

第20章 内閣

第98条 内閣の構成は、ウズベキスタン共和国大統領が編成し、共和国国会が承認する。

2 カラカルパクスタン共和国政府の長は、職務上、閣僚となる。

3 内閣は、経済ならびに社会的および精神的分野が効果的に機能するように指導をし、法律その他国会の決定の執行ならびにウズベキスタン共和国大統領の大統領令、決定および命令の執行を保障する。

4 内閣は、現行の法令にもとづいて、ウズベキスタン共和国の全領域ですべての機関、企業、施設、組織、公務員および市民が執行しなければならない決定および命令を発する。

5 内閣は、あらたに選挙された国会に対し、辞表を提出する。

6 内閣の活動組織の手続および権限は、法律で定める。

第21章 地方の国家権力の原則

第99条 州、地区および市（地区内の市および市内の地区を除く。）の権力の代表機関は、長（ホキム）が主導する人民代議員会議であり、その長（ホキム）は、国家および市民の利益にもとづいて、みずからの権限に属する諸事項を解決する。

第100条 権力の地方機関の権限には、次に掲げる事項が属する。

- (1) 適法性、法秩序および市民の安全の保障
- (2) 区域の経済的、社会的および文化的発展の問題
- (3) 地方予算の編成および執行ならびに地方税および料金の設定
- (4) 予算外フォンドの編成
- (5) 地方公益事業の指導
- (6) 環境保護
- (7) 身分事項簿に記載すべき事項の登録
- (8) ウズベキスタン共和国憲法および法令に反しない法令の制定その他の権限の行使

第101条 権力の地方機関は、ウズベキスタン共和国の法律、大統領令および国家権力の上級機関の決定を実現し、下級の人民代議員会議を指導し、共和国的または地方的意義のある問題の討議に参加する。

2 下級機関は、上級機関がその権限の範囲内で採択した決定を執行しなければならない。

3 人民代議員会議および長（ホキム）の任期は、5年とする。

第102条 州、地区および市の長（ホキム）は、当該区域における代表権力および執行権を主導する。

2 州およびタシケント市の長（ホキム）は、大統領が任免し、当該人民代議員会議がこれを承認する。

3 地区および市の長（ホキム）は、これが属する州の長（ホキム）が任免し、当該人民代議員会議がこれを承認する。

4 市内の地区の長（ホキム）は、これが属する市の長（ホキム）が任免し、市人民代議員会議がこれを承認する。

5 地区内の市の長（ホキム）は、これが属する地区の長（ホキム）が任免し、地区人民代議員会議がこれを承認する。

第103条 州、地区および市の長（ホキム）は、単独責任制の原則にもとづいてみずからの権限を行使し、かつ、指導する機関の決定および行為について個人責任を負うものとする。

2 長（ホキム）および地方人民代議員会議の活動の組織および権限の範囲ならびに地方人民代議員会議の選挙手続は、法律で定める。

第104条 長（ホキム）は、その権限の範囲内で、すべての企業、施設、組織、団体、公務員および市民が当該区域内で執行しなければならない決定を採択する。

第105条 町、村ならびに市、町および村の各地域（マハリャ）における自治機関は、2年半の任期で、議長（アクサカール〔長老〕）およびその助言者を選挙する市民集会である。

2 自治機関の選挙手続、活動組織および権限の範囲は、法律で定める。

第22章 ウズベキスタン共和国の司法権

第106条 ウズベキスタン共和国においては、司法権は、立法権、執行権および政党その他の社会団体から独立して、活動するものとする。

第107条 ウズベキスタン共和国においては、裁判所制度は、5年の任期で選挙されるウズベキスタン共和国憲法裁判所、ウズベキスタン共和国最高裁判所、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所、カラカルパクスタン共和国最高裁判所およびカラカルパクスタン共和国経済裁判所ならびに同じ5年の任期で任命される州裁判所、タシケント市裁判所、地区裁判所、市裁判所およ

- び経済裁判所をもって構成する。
- 2 裁判所の組織および活動手続は、法律で定める。
 - 3 非常裁判所の設置は、禁止する。
- 第108条 ウズベキスタン共和国憲法裁判所は、立法権および執行権の法令（アクト）の憲法適合性に関する事件を審理する。
- 2 憲法裁判所は、政治および法の分野における専門家の中から選挙され、カラカルパクスタン共和国の代表を含む憲法裁判所の長官、副長官および裁判官をもって構成する。
 - 3 憲法裁判所の長官および所員は、その任期中、議員となることができない。
 - 4 憲法裁判所の長官および所員は、政党および運動体に属し、および報酬のある他の任意の職に就くことができない。
 - 5 憲法裁判所の裁判官は、不可侵の権利を有する。
 - 6 憲法裁判所の裁判官は、その活動において独立であり、ウズベキスタン共和国憲法にのみ見たがう。
- 第109条 ウズベキスタン共和国憲法裁判所は、次に掲げることを行う。
- (1) ウズベキスタン共和国の法律、ウズベキスタン共和国国会の制定したその他の法令、ウズベキスタン共和国の大統領令、政府および国家権力の地方機関の決定ならびにウズベキスタン共和国の国家間の条約上その他の義務がウズベキスタン共和国憲法に適合しているかどうかを判断すること。
 - (2) カラカルパクスタン共和国憲法がウズベキスタン共和国憲法に、カラカルパクスタン共和国の法律がウズベキスタン共和国の法律に適合しているかどうかについて意見をのべること。
 - (3) ウズベキスタン共和国憲法および法律の規定の解釈を行うこと。
 - (4) ウズベキスタン共和国憲法および法律によりその権限に属せしめられているその他の事件を審理すること。
- 2 憲法裁判所の裁判は、公表された時から効力を発する。これは、最終のものであって、上訴することができない。
 - 3 憲法裁判所の組織および活動手続は、法律で定める。
- 第110条 ウズベキスタン共和国最高裁判所は、民事裁判、刑事裁判および行政裁判の分野における司法権の最高機関である。
- 2 ウズベキスタン共和国最高裁判所の裁判（アクト）は、最終のものであって、ウズベキスタン共和国の全領域で執行しなければならない。
 - 3 ウズベキスタン共和国最高裁判所は、カラカルパクスタン共和国最高裁判所、州裁判所、市裁判所および地区裁判所の活動に対する裁判監督の権利を有する。

- 第111条 経済分野およびその管理の過程で生じる経済紛争で、さまざまな所有形態の企業、施設および組織の間または企業家の間でのものの解決は、最高経済裁判所および経済裁判所がそれぞれの権限の範囲内で行う。
- 第112条 裁判官は、独立であり、かつ、法律にのみ見たがう。裁判官の裁判活動へのいかなる干渉も、禁止し、法律にもとづいて責任を問われるものとする。
- 2 裁判官の不可侵は、法律により保障する。
 - 3 最高裁判所および最高経済裁判所の長官および所員は、ウズベキスタン共和国国会の議員となることができない。
 - 4 地区裁判所の裁判官を含む裁判官は、政党および運動体に属し、および報酬のある他の任意の職に就くことができない。
 - 5 裁判官は、任期の満了する前には、法律に定める事由にもとづいてのみ、罷免することができる。
- 第113条 すべての裁判所における事件の審理は、公開とする。非公開の法廷での審理は、法律に定める場合に限り、行うことができる。
- 第114条 司法権が行う裁判（アクト）は、すべての国家機関、社会団体、企業、施設、組織、公務員および市民を拘束する。
- 第115条 ウズベキスタン共和国においては、裁判は、ウズベク語、カラカルパク語または当該地域の住民の多数が使う言語で行う。訴訟の参加者で、裁判で使用される言語を知らないものには、事件の資料を十分に知る権利、通訳人をおとしての訴訟への参加の権利および裁判所で母語を使う権利を保障する。
- 第116条 被疑者および被告人には、防御権を保障する。
- 2 高度な法的援助を受ける権利は、訴訟手続の任意の段階において保障する。弁護士は、市民、企業、施設および組織に法的援助をあたえるために、活動するものとする。弁護士の組織および活動手続は、法律で定める。

第23章 選挙制度

- 第117条 ウズベキスタン共和国市民は、代表機関の選挙権および被選挙権を有する。各選挙人は、1票をもつものとする。発言の権利、平等および意思表示の自由は、法律により保障する。
- 2 ウズベキスタン共和国においては、大統領および権力の代表機関の選挙は、普通、平等および直接選挙権にもとづいて、秘密投票により行う。18歳に達したウズベキスタン共和国市民は、選挙権を有する。
 - 3 裁判所により無能力者と認定された市民および自由剥奪施設に収容されている者は、選挙されることができず、かつ、選挙に参加しないものとする。他のいかなる場合においても、市民

の選挙権および被選挙権を直接または間接に制限することは、禁止する。

- 4 ウズベキスタン共和国市民は、同時に、3つ以上の代表機関の議員となることができない。
- 5 選挙の実施手続は、法律で定める。

第24章 検察庁

第118条 ウズベキスタン共和国の領域内での法律の正確かつ一様な執行に対する監督は、ウズベキスタン共和国検事総長およびこれに従属する検事が行う。

第119条 検察諸機関の統一的な中央集権的制度は、ウズベキスタン共和国検事総長が指揮する。

- 2 カラカルパクスタン共和国検事は、ウズベキスタン共和国検事総長の同意のもとに、カラカルパクスタン共和国の最高代表機関が任命する。
- 3 州検事、地区検事および市検事は、ウズベキスタン共和国検事総長が任命する。
- 4 ウズベキスタン共和国検事総長、カラカルパクスタン共和国検事、州検事、地区検事および市検事の任期は、5年とする。

第120条 ウズベキスタン共和国の検察諸機関は、いかなる国家機関、社会团体および公務員であっても、これらから独立してその権限を行使し、法律にのみしたがう。

- 2 検事は、その任期中、政党および政治目的を追求するその他の運動体の構成員としての資格を停止するものとする。
- 3 検察諸機関の組織、権限および活動手続は、法律で定める。

第121条 ウズベキスタン共和国の領域内で、犯罪捜査、取調べその他特別の犯罪対策を独自に行う私的組織、協同組合組織、社会团体およびその内部組織を結成することは、禁止する。

- 2 適法性、法秩序ならびに市民の権利および自由を保護するために、社会团体および市民は、法秩序維持機関に協力することができる。

第25章 財政および信用

第122条 ウズベキスタン共和国は、固有の財政・貨幣信用制度を有する。

- 2 ウズベキスタンの国家予算は、共和国予算、カラカルパクスタン共和国予算および地方予算を含むものとする。

第123条 ウズベキスタン共和国の領域内では、統一的な税制が運営されるものとする。ウズベキスタン共和国国会は、特典を設定する権利を有する。

第124条 ウズベキスタン共和国の銀行制度は、共和国中央銀行が主導する。

第26章 防衛および安全

第125条 ウズベキスタン共和国軍の創設は、ウズベキスタン共和国の国家主権および領土の保全ならびに住民の平和な生活および安全を守ることを目的とする。

- 2 軍の構成および組織は、法律で定める。

第126条 ウズベキスタン共和国は、みずからの安全を保障するために、必要十分な水準の軍を維持するものとする。

第6編 憲法の改正手続

第127条 ウズベキスタン共和国憲法の改正は、共和国国会の総議員の3分の2以上の賛成で可決された法律によるものとする。

第128条 ウズベキスタン共和国国会は、憲法改正の提案をした後、その広範な討議を考慮に入れて、6カ月以内に憲法改正に関する法律を制定することができる。ウズベキスタン共和国国会が憲法改正の提案を拒否した場合には、憲法改正の提案は、1年後に、再度行うことができる。

(仮訳・杉浦一孝)

(資料2)

法務総合研究所は、平成14年4月2日から同月19日までの間、ウズベキスタン司法関係高官を招いて、日本・ウズベキスタン比較法セミナーを実施し、今後の支援活動の方針を策定するための情報の収集や意見の交換を行った。

本稿は、その際に開催した発表会の記録であり、発表者3名の発表内容（主として配布されたレポートによった）と、その後の質疑応答からなっている。ウズベキスタン法制に関する基礎的情報として御活用願いたい。

ウズベキスタン司法高官による発表会記録

日 時：平成14年4月9日午後2時から同5時30分まで

場 所：法務総合研究所国際会議室（大阪中之島合同庁舎）

発表者：司法省事務次官 サマトフ・プラド

共和国検察庁民事部長 ジャシーモフ・イスラム

最高経済裁判所国際部長 エリチバエフ・シャフカット

I. ウズベキスタン司法省の組織について

発表者：司法省事務次官 サマトフ・プラド

1 司法省の組織

ウズベキスタンは、1991年8月31日に独立し、主権を獲得した。その当初から国を挙げて根幹となる政策として取り組んできたのは、市民の法的利益、人権、民主的理念及び社会正義を実現するための基盤造りである。ウズベキスタン国民は、自らの意思で、国の発展の礎、すなわち憲法を制定した。その中には、人道的・民主的な法治国家をめざすということが掲げられている。法治国家の形成に最も重要な役割を果たすのが、司法省である。本日は、ウズベキスタンの司法省の組織について紹介したい。

司法省は、司法大臣が監督する役所である。司法大臣は大統領によって任命・罷免され、国会により承認される旨が憲法の規定で定められている。司法大臣は、司法省に与えられている任務に関し、個人で責任を負う。司法大臣の下には4人の次官がおり、これら次官を任命・解雇する権限は、内閣にある。

司法省には、司法大臣を議長とし、4名の次官及び司法省内の様々な部局の長で構成される合議制の機関が設置されている。この構成や人数は、司法大臣の提出するリストに従って、内閣で決定される。この合議機関では、司法省が関与する主要な問題についての報告や討議、司法省の人員の採用・配置や教育などに関する検討、決定や重要な法令・政令の執行の管理、他の省庁、国家委員会、地方自治体などの法務に関わる業務や活動についての監督を行っている。この合議機関の決定は、法的効力を持つ「大臣令」として執行さ

れる。

現在では、司法省の本省組織で働く人員は約140名である。その内訳は、司法大臣と4名の次官のほかに、部局長・次長が54名、「コンサルタント」が79名となっている。また州に相当する地方区に置かれている地方法務局には、257名が従事しており、そのうち部局長・次長が52名、「コンサルタント」が205名いる。「コンサルタント」とは、現場で働く実働部隊と考えていただければよく、主任、上席など3階級がある。また公証人及びその補佐官が全土に537名、日本でいう戸籍に相当するような民事の登録を扱う職員が248名いる。弁護士¹は、全国で1,924名である。司法省傘下の職員を合計すると、3,000人を超える。

さらに、司法省の組織に、次のようなものがある。

まず、ウズベキスタン国立犯罪研究センターであるが、これは刑事・民事事件に関わる裁判の決定を行うための司法鑑定を行う機関である。また、学術的見地からの研究も行っている。このセンターは、中央アジア地域全体の中でも最大の研究センターである。司法鑑定の種類は45あり、指紋鑑定、化学鑑定、声紋鑑定、麻薬の成分鑑定やDNA鑑定なども行っており、殺人、テロなどの凶悪な事件を含む非常に多くの刑事事件の摘発に寄与している。また、親子関係の特定などの民事上の鑑定も行っている。これらの鑑定の結果が証拠力を有することが法律で規定されており、鑑定により法廷で正しい決定が行われるようになっている。

司法研修センターは、裁判官の質の向上を目指すものである。また、様々な司法機関や刑事司法関係の機関の人員、他省庁の法律部門で働く人員の研修も行っている。

法律情報化センターは、最近できた機関である。主な役割は、ウズベキスタンの様々な立法のためのデータベースを作成し、常に更新してデータの蓄積を行うことである。

司法省の組織の下には、「正義」という意味の名称の出版局があり、様々な法律、大統領令、政令、コメンタリーなどの法務文献の出版を行っている。また、省内新聞や月刊誌の発行も行っている。

タシケント国立法科大学は、非常に優れた教育機関で、司法省の直接の組織下に置かれている。現在この大学を、単科大学から総合大学にするための組織改編のための作業が行われている。教授スタッフには、16名の法学博士、79名の準博士がおり、学生総数は3,000人を超える。先ほど、法治国家ということに触れたが、具体的には様々な法律分野で働く人員の養成にも力を注いでいる。中等教育機関であるタシケント法科学校及び法科リセでは、非常に低年齢から法律教育を行っており、やはり司法省の直接の傘下に置かれている。

2 司法省の任務・業務

歴史的にみると、ウズベキスタンの法務機関は、非常に厳しい時代を経てきた。しかし、ソ連時代を含めた80年の間にあっても、司法省は常に法秩序と遵法精神の側に立ってきた。

1 サマトフ次官の発表レジュメにおいては、「attorneys ...of civilian registrar's office」となっていることから、丸山報告においては、「民事の登録官」とした。

新しい時代に入り、実質的にも司法省の活動は新しい段階に入ったといえる。国が掲げる法的な政策の実現、すなわち民主的な法治国家の実現において、司法省の果たす役割は非常に顕著に増大した。

1992年12月8日のウズベキスタン大統領令により、ソ連時代の司法省からウズベキスタン共和国の新組織として司法省が生まれ変わった。ここに規定されている司法省の任務とは、国の法制に関わる政策の実行する機関の活動の調整、ウズベキスタン共和国と国民の権利と利益の保護、大統領の名誉と尊厳を擁護する活動、ウズベキスタン国が当事者となっている外国の裁判へのウズベキスタンの代表としての参加である。また、2000年以降には、中小企業の経済活動の保護と不当な介入の排除が新しい任務として与えられた。日本の経験についての研究から、経済発展における中小企業の役割の重要性を認識しており、経済主体としての中小企業の利益を擁護することに、司法省としても関心を注いでいるところである。また、司法省では中小企業に関する調査も行っている。

ソ連時代には中小企業という概念自体がなく、このような概念が現われたのは、独立以後、市場経済に向かってウズベキスタンが走り始めたころである。これ以降中小企業の数が急速に増えたので、これと同時に国税局や地方自治体など多くの機関が、彼らの経済活動を規制する方向で働いてしまった結果、中小企業の法的経済的利益を守ることが必要となったのである。2001年の1年間で、地方の法務関係局は、4,000件の訴訟を提起し、中小企業に対する不法な監督や取締を行った公務員に対する懲戒や罰金刑を科した。罰金刑の総額は2億5,000万スムに上り、行政責任を問われた公務員の数は約850名であった。またこのような公務員によって不当に責任を追及された500名を超える企業家に対しては、司法省による主導で、名誉回復が行われた。

民主的国家を目指す流れの中で、重要な要素として位置付けられているのが、NGO、NPOの形成である。共和国憲法の第13章全体がこのような団体に関するものとなっており、これを実現するための法律も作られている。これにより、政党、組合、宗教法人などの社会団体の登録を行うことも司法省の業務となっている。登録された団体の数は既に3,000を超え、そのうち、約350が国際的組織あるいは全国的組織である。政党は4団体が登録されており、それぞれが国会で議席を有している。また三つの社会運動組織、16の労働組合、その他46の組合、51の基金が登録されている。

また、ウズベキスタンは100を超える民族からなる多民族国家であり、司法省としても、少数民族や他民族に対する特別な注意を払っている。彼らが構成する文化センターなどもすでに70ほど登録されており、独自の言語や固有の風俗・習慣を守る活動を行っている。JICAの帰国研修員の同窓会なども団体として登録できればよいと考えている。

宗教法人の登録も司法省の業務の一つである。ソ連時代には、モスクは60くらいしかなかったが、今では約2,000のモスク、約180のキリスト教やその他の宗教の寺院、神学校などがつくられている。ただしウズベキスタン憲法に反する活動を主眼としている団体や、民族間の憎悪をかきたてるものは認められていない。

ウズベキスタンは中央アジアの中でも最も安定した国の一つとなっている。経済の発展

のための外国投資の誘致は重要な領域であり、今日では、外国投資の総額は120億ドルにのぼっている。外国資本が何らかの形で関わっている企業は約4,000社登録されており、そのうちの680社が100%外資である。また5,200の合弁企業など、全体で約12,000の法人が登録されている。日本の企業がウズベキスタンに投資をすることがあれば、それは双方にとって利益となるであろう。

また、いわゆる公証役場や、戸籍に相当する民事の登録を行うことも司法省の所管である。弁護士を監督すること、国民の法意識を高めることも、司法省の職務である。

独立以降、国際法的な観点からも、司法省の活動領域は広がり、国の権利や法的利益を守るために、司法省が自ら活動するようになった。また、ウズベキスタンが当事者となっているような国際法的な性格をもつ文書を取り交わす際や、国際条約の草案作りにも、司法省が積極的に関与する。

司法省の役割の最も重要なものとして位置付けられるのは、法案の作成である。様々な行政機関で作られる法案や、政府で行われる決定、各省庁の命令などの調整をすべて司法省で行っている。独立後の10年間で、憲法、14の法典、300の法律が制定された。また、ウズベキスタンは CIS 諸国の中で最初に新しい刑事訴訟法や民法を制定した。そのような新しい法典を作成するに当たっては、米、独、仏、日などの諸外国の専門家を招いて知識を採り入れた。新しい民法においては、市場経済体制における私有財産制とその法的関係を規定している。また、日本や米の経験に学び、三権の分立も採用されている。さらに、民主主義を標榜する国家として、人権の保障が憲法で規定されている。

しかし、国家が発展する過程では、それに付随して起こる問題もあり、このような問題を解決するために、常に法律の修改正などの整備を行っていかなければならない。このような法律の整備のための作業を行うために、分野別の19の作業部会が、司法大臣の大臣令によって設置された。この作業部会は、司法省職員に限らず学者や他省庁の実務レベルの職員で構成されている。作業部会の研究会には、JICA の専門家も参加している。

3 司法省の課題

以上のように、司法省は様々な法整備の努力を行ってきたが、残されている問題もある。

第一に、市場経済を正しく形成・発展させていくための梃子となるような法的整備を行うことが重要な課題である。現在中小企業は18万、農場は5万5,000あり、中小企業で働く人口は、全労働人口の3割を占めているところ、中小企業育成のための法的整備が必要である。

第二に、ウズベキスタンの法体系を、国際的な基準に適合させることも必要である。具体的には、WTO の基準、つまり貿易における法的基盤の自由化を行っていくことが優先課題である。

第三に、人材養成も大きな課題である。現代の要求にあった専門家を養成し、また先進国の経験に学ばせることが必要であろう。

第四に、外国人の顧問を招待して、様々な法律の立案において支援を求めたり、諸外国

の法制に関するデータベースを作成することも必要であると考え。

第五に、裁判所や国の司法機関にコンピュータ導入などの物理的、技術的な整備も必要である。

～ 質疑応答 ～

問：ウズベキスタンにも司法省，裁判所，検察局があるが，人材育成はどのように行われているのか。また，司法省職員，裁判官，検察官の間の人事交流はあるか。

答：司法省の職員は，先ほど少し触れたとおり，実務職員と技術職員からなる。実務職員については，高等法学教育を受けたことが必要とされている。このような職員は大臣令によって採用され，契約を結ぶという形になっている。幹部職員になるためには高い職業レベルが必要とされている。

人事交流に関しては，私の経歴を紹介することによって，人事交流が行われていることがお分かりいただけるかと思う。私は，タシケント国立大学法学部を卒業後，2年間当時のレニングラード（サンクトペテルスブルグ）の軍の検察庁で調査官として勤務した。1975年から1990年まではウズベキスタンに戻って検察の仕事をし，特別事件の捜査を担当した。その後3年半，大統領府で刑事司法機関の問題を扱い，1994年に司法省の次官に任命されて今に至る。自分は検察官であるが，このような道をたどってきているし，裁判官についても同様な経歴の人がいると思う。

問：現在の4人の次官の構成はどのようになっているか。

答：まず，「検察官」は日本では資格であるが，ウズベキスタンでは昇進してなる役職であることを理解いただきたい。司法大臣は，ずっと検察部門で仕事をし，その後裁判所に勤務，大臣に任命される直前は最高裁の副長官であった人である。そして，4人の次官のうち1人は，ずっと検察官として働き，検事総長を務めた後，大統領府に移り，それから司法省次官に任命された。このように上部レベルでは検察部門で仕事をしてきた人が多くを占めている。

問：マクロ経済産業省のもとでアジーモフ大臣が議長となっている中小企業振興委員会に，司法省も関与しているのか。

答：司法省も直接に参加しており，中小企業育成における法律の整備を行っている。このプログラムは非常にプライオリティの高いものであることから，司法大臣が自ら指揮をしている。

問：具体的にはどのような関与をしているのか。保護的なものに近いのか，それとも振興という性格の関与なのか。

問：このテーマについては発表の中では簡単に触れるにとどまったが，関心がおありのようなので詳しく説明したい。2000年2月に大統領は大統領令により，中小企業の積極振興についての施策を表明した。中小企業振興の一層の強化，経済活動の自由化，中小企業の権

利と利益の保障がその中で示されている。組織としては、司法省の中にも中小企業支援局が設置され、各州にも地方部局が置かれた。大統領令において司法省の任務として規定しているのは、まず第一に、中小企業の活動を規定するすべての法律の遵守を監督し、既存あるいは新設の中小企業の経済主体に対して支援を行うことである。第二に、中小企業の権利の保護に関する法整備についての提言を行い、中小企業の効率的な活動のためのよりよい条件作りを行うこと、第三に中小企業を検査する国税局などの機関が、合法的に検査を行っているかどうかを管理すること、第四に、中小企業に対する非合法的な介入や、公務員の不作為を監視することである。このような介入や不作為の事実があれば、違反行為を行った公務員の処分を行う。ウズベキスタンは、このような中小企業のための施策に CIS 諸国のなかで初めて取りかかった国である。

問：先ほど、850名の公務員が行政責任を問われたということだったが、具体的にはどのようなことを行ったのか。どのような不法行為があったのか。

答：例えば、誤った形で企業を解散させたとか、企業発展のため出さなければならない補助金を融資しなかったなどである。

答（エリチバエフ）：中小企業を監督する機関の数が多すぎて、年中調査に来ては企業の仕事の妨げになるようなことをやっている。法人税を納めていれば2年に1回しか来ないはずの調査がもっと頻繁に行われ、不法な調査を行っているので、司法省がこのような行為を監視しているのである。

答：例えば、国税局から調査官が来て調べている間に、その調査官が些細な事項に気を留めたりすると、それが些細な点であったり、調査官の認識の誤りであったとしてもお構いなしに、十分な調査もせず、全体の作業や口座の取引を何日も止めてしまうことがある。このようなことは、中小企業にとっては多大な損害になり、時には致命的であったりする。そのため、中小企業は司法省に対して不服申立を行い、司法省が調査を行っていくのである。調査の結果、司法省は一種の訴状をもって、証拠と共に裁判所に提訴する。

答（エリチバエフ）：人々のメンタリティはなかなか変わらない。ソ連時代は、上からの監督が当然に行われていたし、経済も計画的に行われていた。このような構造から急に自由化されたとしても、体質が変わるには時間がかかる。社会主義経済では、すべてのものが国家財産であったし、企業活動そのものが刑法上の犯罪であったことも考慮せねばならない。

答：このことに関して一言付け加えておきたいが、私どもは、様々な企業家やすべての経済主体に対して、テレビ、新聞といったマスコミを通じて、不当な調査又は不当な扱いを受けた場合には、必ず司法省が彼らの権利を擁護する立場に立ってくれるのだということをピーアールしている。そして、一種のホットラインとなる電話番号をこれらの経済主体は知っていて、不当な扱いを受け権利が侵害された場合には、司法省にすぐ電話をかけてくる。

問：公務員が企業を検査をして、その結果、企業の口座を封鎖することができるといった権限を定めた法律ないし命令はあるのだろうか。

答：政府の中に機関が設けられていて、その承認を得れば、調査を行うことが許されている。調査の過程においては、財務状況を確認しなければならない、銀行口座を見なければいけない、生産活動について詳細に調べなければならない、会計帳簿をチェックしなければならないといったことが生じてくる。調査の過程で横領・背任行為が発見されることがあり、調査そのものが正しいものであることもあるが、帳簿・通帳を調べるに際して中小企業の活動を止めてしまうことが当然生じてくる。先ほど述べた企業活動に対する妨害の例としては、それ以外にも、例えば、中小企業支援のための融資を正しく行わなかった、本来ならば融資して然るべきものに対して融資をしなかったという場合等、様々な場合がある。

日本の場合も、中小企業が日本の経済発展に果たした役割が非常に大きかったように、私どもも、国として中小企業に重きを置いて政策を進めているが、どうしても中小企業の発展の過程でそういう問題が生じてしまう。日本でもおそらくそういう問題があったのではないかと思う。私どもが非常に重大な関心を寄せているのは、日本の中小企業の発展の過程でどのような法的措置が採られていたのかとか、中小企業発展のためにどのような法整備があったのか、中小企業の発展の過程で生じた様々な問題にどのように対処していったのかということだ。そういった点について、私どもは日本から学ぶもの、それを我が国に持ち帰って還元できるものが多いかと思っている。

問：中小企業が不服申立をすることができる機関は、司法省に限られているのか、それとも直接裁判所に提訴することもできるのか。

答：もちろんどちらも可能である。しかし司法省がこのような仕事をしていることがテレビ広告などで広く知られているし、その方が手続的に円滑であるので、企業家は司法省に対して不服を持ってくることが多い。また、ウズベキスタンでは、中小企業に対する非合法的な調査に限らず、すべての公務員の違反行為に対して、すべての国民は裁判所を通して不服を申し立てることができる。

問：このような問題に関して、直接司法省が、例えば国税庁との間で協議して、調査の方法を改善してもらうことはできないのか。

答：このような問題を起こしているのが常に国税庁というわけではなく、すべての機関が関わっているので、特に国税庁に対してそのような協議を行ってはいない。

問：タシケント法科大学と司法省の関係について、「司法省に属する」とされている大学はこれ一つなのか。

答：大学は教育機関としては高等教育省が管轄しており、司法省が関与しているのは、法律教育におけるカリキュラム作りという点に限られる。このほかにウズベキスタン国立大学法学部、カラカルパキスタン大学法学部、サマルカンド大学法学部などとも同様の関係があり、司法省の者が講義をするなどしている。

問：法律に関して教育を行っている大学は、教育機関としては高等教育省が管轄しており、内容的に司法省がアドバイスをしているということなのか。

答：そうである。また、法学部の学生に対する実務研修に関しても、これらの大学は司法省と密接な関係があり、学長の決定などについても司法省が関わっている。

問：二つの質問をしたい。第一は、法治国と合法性だが、同じ概念なのか違う概念なのか、ということ。それから、第二番目の問題は、合法性でも法治国でもどちらの原則でもかまわないが、それは市場経済の発展とどのような関わり合いがあるとお考えなのかという点について。

答：法律家としては、法治国家という言葉も、合法性という言葉も、どちらも法の支配という意味であると思う。法律も憲法も、国民の利益のためになければならないものであり、それは、どの文明国においても同じであると思う。法治国家とか合法性といった言葉が市場経済にどのような関連性を持ち得るのかという質問だが、非常に大きな意味を持ち得るものだと考える。市場経済あるいは市場的な関係といったものを規定していく法的基盤を与えるものでなければならず、そして市場経済システムが発展するための推進力を担わなければならない。市場経済の中で働いて様々なメカニズムを調整する法的基盤でなければならない。

問：合法性にしても法治国にしても、市場経済を発展させるための法的基礎を与えるものであるとすると、市場経済を発展させる、あるいは私企業を営業する自由がまずあり、その私企業の営業の自由を法の許容する範囲を越えて行使した場合、例えば脱税するとか、補助金を着服するといった場合に、国家的な介入が行われるという、そういう趣旨だろうか。統制経済的に権力的介入を行うのか、あるいは自由経済を前提として、又は市場経済の自由な発展を前提にしてコントロールを加えるというのか、いずれのタイプを採っているのか、ということだが。

答：我が国における企業家、経済主体は、自由に独立して活動を行うことができるのが大原則である。自由な経済活動の領域においては、いかなる国家機関の介入も許されない。もちろん、御承知のとおり、ソヴィエト時代には、国が指令統制経済という原則のもと、あらゆる経済活動を統制する、上から下をコントロールしていたのだが、今ではそのようなものは採られていない。御参考までに企業の動き等について紹介すると、司法省に登録されている外国法人のうち日本企業が出資している合弁企業は9社あり、うち2社は100パーセント日本出資の企業である。また、日本企業による出資総額も360万米ドルの規模に上っている。外国資本の参加もまた自由に独立して行われている。ウズベキスタンは非常に安定した国家と認められており、外国からの投資も非常に積極的に受け入れている。司法省では4,000もの外国資本が参加した企業が登録されており、うち700社は100パーセント外国資本の会社である。外国資本の総額は、120億米ドルに上る。

以 上

II. ウズベキスタンの検察組織について

発表者：共和国検察庁民事局長 ジャシーモフ・イスラム

1 ウズベキスタンの地理, 行政区分

ウズベキスタンは12の州という行政区分からなっている。加えて、カラカルパクスタン共和国もまたウズベキスタンを構成している。州の下に215の地方²という行政単位があり、また、119の市がある。ウズベキスタンの首都であるタシケントという街は、特別市という地位を与えられており、州に並ぶ行政単位となっている。我が国の司法機関の制度は、州や特別市といった行政区分と深く関わって構成されている。

2 通常裁判所制度

検察部門の話に詳しく入る前に、我が国の通常裁判所のあり方について御紹介しておきたい。そして、民事事件、刑事事件の審級制度についても紹介したい。

通常裁判所についてであるが、まず、最高裁判所があり、次に、刑事事件を扱う12の州裁判所がある。同じレベルに更にタシケント市の刑事裁判所、カラカルパクスタン共和国最高裁がある。同じく、民事事件を扱う12の州裁判所がある。ここにも同様に、タシケント市の刑事裁判所、カラカルパクスタン共和国最高裁判所が含まれている。さらに、軍事裁判所というものがある。刑事事件を扱う州裁判所、民事事件を扱う州裁判所及び軍事裁判所は、第二段階の裁判所として位置づけられている。さらに、その下の段階として、刑事事件を扱う地方裁判所と民事事件を扱う地方裁判所がある。これについては、同じように地方裁判所と訳してかまわないが、ただこれは先程紹介した行政区分のすべての「地方」に存在するわけではなく、言葉としては「地方間」裁判所ということになるかもしれない。それから、軍事裁判所の下にある地方級の裁判所だが、これは軍事的に区分された地区の裁判所である。このように、行政区分に沿って裁判所が位置していると考えられる。地方裁判所は、地方あるいは地方と同じステータスを持つ市にもある。

民事事件を扱う裁判所と刑事事件を扱う裁判所が分かれたのは、昨年（2001年）のことである。民事専門の地方裁判所は現時点では62しかないが、将来的にはこれを増やして、すべての地方に地方民事裁判所を置くことを考えている。軍事裁判所については特別なものなので詳しくは述べないが、軍事裁判所も、軍の管区を分けて設けた地方に相当する区域に点在している。

最高裁判所には41人の判事がいる。州裁判所はその業務量によって多少の幅があり、7人ないし9人の判事がいる。もっとも、タシケント市の裁判所は扱う事件の数が多いため、より多くの判事がいる。地方裁判所のレベルでは、判事の数はいくつかないし5人である。

民事、刑事、軍事といった形で専門化されているのは州裁判所以下のレベルであり、最高裁判所は当然すべての事件を扱うことになる。

3 通常裁判所の審級

次は、日本との大きな違いにもなってくると思われる、我が国の審級制度についてお話

2 丸山報告では、「地区」という訳語で統一した。なお、和訳憲法第99条参照。

ししたい。

日本の場合には、いわゆる監督審であるとか破棄審という考え方はないと思う。まず第一審であるが、我が国では、第一審は基本的には地方裁判所で審理が行われる。ただ、ごくまれにはあるが、州裁判所で第一審を扱うこともあり、また、最高裁判所で第一審を扱うこともある。次に控訴審についてだが、この控訴審というのは昨年（2001年）からできた制度である。2001年までは、第一審、破棄審、監督審という流れの審級制度だった。控訴審を設けるに際して、破棄審の廃止が主張されてはいたが、政治的な判断があり、破棄審も残された。その理由について説明したい。控訴審及び破棄審は、州裁判所において行われる。控訴審は、第一審判決に対して、その判決が法的な効力を生じる前に、刑事事件であれば被告人ないし検事側の、民事事件であれば当事者の控訴の申立てにより行われるものである。控訴期間は、民事事件の場合には20日間、刑事事件の場合には10日間である。一方、破棄審は何のために存在しているのかというと、控訴期間内に何らかの理由で控訴を行うことができなかつた被告人ないし当事者のために残されている一種の補足的な法的保障のための制度である。定められた期間内に控訴を行うためには、日本でいうところのいわゆる印紙税のようなものを納付しなければならないが、必ずしもすべての市民がそういうお金を持っているわけではないので、定められた期間内に控訴を行うことができないことがあり、そのような場合に備えての法的保障の制度として破棄審があるのである。破棄審に不服を申し立てることができる期間は長めに設定されており、これは1年間である。既に法的な効力が発生している第一審判決に対しても、この1年の間であれば、破棄審に対して不服の申立てを行うことができ、その場合に破棄審で行われる審理は、控訴審で行われる審理と同じようなレベルのものとしての、つまり第二審としての意味をもっている。昨年導入された控訴審と破棄審が並列して存在するというあり方についてだが、この1年の実績やデータを分析すると、やはり破棄審を残したことについては肯定的な評価をすることができる。破棄審においては、第一審でなされた判決のうち10%から15%の判決が破棄された。破棄審と控訴審は、その機能・権限については同じである。

監督審についても説明が必要かと思う。第一審及び第二審としての破棄審、控訴審という制度を経てきても、それでも何パーセントかは誤った判断がされているということがあり得る。また、市民の側に破棄審の判決やあるいは控訴審の判決に対して不満があることがあり得る。破棄審・控訴審の判決に対して不服を有する市民は、最高裁長官、検事総長、あるいは州裁判所の長官、州の検事長に対して、破棄審または控訴審の判決に対して不服があるのでもう一度審理を行って欲しい旨の要請を行うことが、権利として認められている。この場合、その市民は、印紙税のようなものの支払を要しない。そういった場合には、その申立てを受けて、検察なり裁判所は再び破棄審や控訴審の判決の合法性を検討する手続に入る。そして、破棄審や控訴審の判決等を詳細に検討した結果、そこに何かしら非合法的な部分がある場合には、法律で詳しく規定されているが、監督の意味でプロテストを行うことができる。実際、監督審に持ちこまれた100件のうち5ないし6件についてはプロテストが行われている。つまり、破棄審や控訴審を経てきても、5ないし6パーセントに

については何らかの誤った判断がなされていることになる。破棄審や監督審といった制度は、誤った判断を修正する役割があると考えられている。

4 最高裁判所の組織

最高裁判所の組織についてであるが、総会及び幹部会という構造があるのは、最高裁判所だけである。刑事事件の合議体、民事事件の合議体、軍事事件の合議体は、いずれも常設のものであるが、これに対して、幹部会とか総会は、常にそこに人がいて議論をしているという意味での常設のものではない。幹部会は、最低1か月に1回は招集されている。総会は4か月に1回以上行われる。総会のメンバーは、最高裁判所に所属する41名の判事全員である。幹部会のメンバーは、最高裁長官、副長官と一部の判事の総勢9名である。

合議体は、プロテストによってあげられた監督審の審理を行っている。2001年に行われた法改正の結果、こういうスタイルを採っている。この法改正以前は、合議体においても破棄審や控訴審を行うことができたが、現在は監督審しか行っていない。監督審は最高裁判所長官及び副長官並びに検事総長及び副検事総長のプロテストに基づき行われる。幹部会は1か月に1回以上招集されて、合議体で行われた判決を検討する。合議体で行われた監督審の判決に対しても幹部会に不服を申し立てることができるが、幹部会に対して不服を申し立てることができるのは最高裁判所長官と検事総長だけである。幹部会も最高裁判所の中での一つの審級になるわけである。幹部会で審理されるのは、ほとんどが刑事事件で、民事事件はめったにない。1か月に7件から10件くらいが幹部会で審理される。現実的・実質的には、幹部会での審理が最終審ということになる。本当に時折であるが、幹部会の判断に対して、最高裁長官又は検事総長が納得できないという場合があり、その場合、総会で審理される。非常に複雑なシステムにみえるが、これがいったいどういうものをもたらすのかを述べたい。最高裁判所の合議体は基本的には5名の判事で構成されており、審理がなされる。合議体で行われる判決は、ときには最高裁判所長官や検事総長によって不服が申し立てられ、更には上で審理される可能性があるということ合議体を構成する5名の判事は知っているわけであるから、より客観的に見ることができると考えられる。実質的には幹部会の審理が最終審ということになるが、ただ、幹部会である特定の判事が行っている判決がいつも幹部会で破棄されるということになると、その場合には、その判事の任期は延長されないことがある。

州裁判所に関しては、刑事又は民事の合議体及び幹部会という構造になっている。州裁判所の合議体で行われているのは控訴審又は破棄審であり、その判決に対して、州裁判所の長官又は州の検事長が不服のある場合には、州裁判所の幹部会で監督審の審理が行われる。

5 検察の位置づけ

さて、検察部門の説明に移りたい。ウズベキスタン共和国が、ソヴィエト時代のウズベキスタン社会主義共和国から新しい独立主権を勝ち取ったウズベキスタン共和国への第一

歩を記したのは、1992年1月8日の大統領令によってであり、これにより正式に主権を獲得した。また、同年12月9日、これは憲法が採択された翌日であるが、新しく検察庁法が採択された。こういう動きは、国家として成り立つためにも必要なものであった。また、国の中での様々な分野での安定性を高め、社会秩序を保つために必要な法律であった。犯罪の急増を抑え、あるいは社会全体の安定のために必要なものであった。まさにこの法律によって社会の安定化のための最も重要な役割が検察庁に課せられたのである。この法律によって検察の組織が作られた。

2000年になり、検察庁の組織改編という問題が生じ、検察庁法の改正が検討された。それに際して、40か国以上の検察の状況を研究したところ、世界的には、検察庁のあり方やその組織のあり方、検察庁の法的なステータスが様々であることが分かった。大体、6つの類型に分けることができるかと思う。そのうちの第一の類型としては、検察庁が司法省あるいは法務省の側にあるもので、日本がその典型例であると思う。第二の類型としては、検察庁が最高裁判所の組織に入っているものである。第三の類型としては、司法省と検事総長が一つの組織の中に一つの統一体として存在し、司法省そのものも検事総長によって指導監督されているものである。例えば、アメリカがそうである。第四の類型は、検察官に対して非常に巨大な監督権限が与えられている国で、CIS 各国、中国、韓国がそうだ。第五の類型としては、世界で6か国しかないが、そもそも検察という制度がない国である。第六の類型としては、様々な入り組んだ形で検察組織が存在しており、検察庁の位置を定めにくいようなものである。こういった様々な国の検察庁のあり方を私たちは詳細に検討して、法案の整備に取り組み、法案の審議を国会で3度も繰り返した。この法律案を国民の議論に付するために新聞等で発表したところ、国民の側から2,000件もの様々な提言が寄せられた。最終的な法律案の中では、政府の政治的な意思も反映された。こうして可決成立した検察庁法は、我が国の現実及びニーズに合致した形のものである。簡単に説明すれば、ウズベキスタン国の検察庁は、非常に幅の広い大きな権限を与えられている国家機関であり、その活動の領域は、11の分野にわたる。確か、日本の憲法では、たった1か所、検察官は最高裁判所の定める規則に従わなければならないという規定があると思うのですが（日本国憲法77条2項）、我が国の憲法は、ある一つの章を検察についての規定に充てている。ウズベキスタン国の検察庁は、検事総長を長とする一体的で中央集権的な一つの統一体であると規定されている。様々な国家権力のうちのどの権力に検察庁が属するのかあるいは属すべきなのかということについては、非常に熱い議論が交わされた。もちろん、立法権には属さないことは明らかだと思う。日本では、検察庁は、形式的には法務省の組織として行政権に属しているようだが、検察庁というのはいわゆる行政庁の行政事務を扱っている省庁ではないと思う。また、検察庁が自ら裁判を行う形は採っていないので司法権に属するとも言えない。我が国では、このことをめぐって、解決をみないほど雑多な議論が取り交わされており、今をもって検察庁はどここの位置にあるのかははっきりいえない。ただ、新しい検察庁法は、検察庁の置かれた位置というものを明確に規定している。そこに掲げられている文言によれば、検察庁はその機能として、独立した、そして憲法上設置

が認められた法的な制度・機関であるとされている。

6 検察庁の組織

検察庁の組織について紹介したい。

検察庁の組織は、中央集権化された一体的な組織であり、検事総長を長としている。検事総長は大統領によって指名され、任期は5年である。解任も大統領によって行われる。検事総長の任命及び解任は大統領令によって行われるが、これは国会の承認を経ることになる。

我が国の検察庁の組織は、行政区分と一致している。最高検察庁の下の第二番目のレベルのものとしては、カラカルパクスタン共和国検察庁、タシケント市検察庁、12の州検察庁、交通検察庁及び軍事検察庁がある。第三番目のレベルのものとしては、地方レベルの検察庁、タシケント市区検察庁、地方検察庁、地区交通検察庁、軍事管区検察庁がある。交通検察庁のもとには、六つのリージョナルな地区検察庁がある。交通検察庁は、中央の部分と地方の部分に合わせて78人の検察官がいる。軍事検察庁は、本部及び軍事管区並びにその下の小管区という構成になっており、全体で60人の検察官がいる。最高検察庁には180名の検察官がいる。タシケント市検察庁と12ある州検察庁は、それぞれ規模に応じて検察官数は異なり、タシケント市検察庁は非常に業務量が多いため、108名の検察官がいる。これには、タシケント市区検察庁の検察官を含まない。地方レベルでは、カラカルパクスタンの地方検察庁、タシケント市区検察庁及び地方検察庁には、3名ないし20名の検察官がいる。3名というのは住民の少ない農村部の話である。特別市としてのタシケント市の中には11の区があり、それぞれの区に12名ずつ検察官がいる。検察全体では、2,268人の検察官がいる。

2001年の大統領の決定により、最高検察庁に直属する、租税をめぐる犯罪に対する対策を行う専門の部局(租税犯罪対策局)が新設された。最高検察庁に直属するという意味は、租税犯罪対策局の下に州の対策局、地方の対策局という形で縦の関係があるということである。租税犯罪対策局には、全部で1,172人の職員がいるが、いわゆる検察官の仕事をしているわけではないので、検察官ではなく、検察官に相当する官職のものである。

それから、検察組織の中には外局のような機関がある。合法性の強化及び検察官・捜査官の職能向上問題を扱うセンターというものがそれである。また、検察庁には出版局があり、「法律の遵守」という名の雑誌、「法」という名の新聞を出している。

7 検察官の任命、育成

次に、検察官の任官についてお話ししたい。カラカルパクスタンの検察庁の検察官は、カラカルパクスタン共和国の最高議会によって任命され、ウズベキスタンの検事総長の承認を得ることになる。その他の検察官は、検事総長によって任命される。検事総長を支える次長検事あるいは検察庁にある部局の長の任免も、検事総長によってなされる。検察組織で働くすべての者の人事権を掌握しているという意味で、中央集権的であるわけである。

検察事務官については、検事総長によって任命されるのではないものの、検察事務官の職を解く権限は検事総長にある。

検察官に任官するための要件は、ウズベキスタン国の国民であること、高等教育機関で法学教育を受けていること、職業人としての資質を備えていること及び検察官に要求される職務を遂行するに足る十分な健康を有していることである。実際には、検察官はタシケント国立法科大学の卒業生からよく任官されている。あるいはまた、他の刑事司法機関や裁判所、他の国の機関などから検察官として採用することもあり、非常に自由な採用が行われている。過去に刑事訴追を受けて有罪判決を受けたことのある者は、検察官になることはできない。また、25歳以下の者は検察官になることはできない。これ以外に、性別、年齢、人種、使用言語、民族、社会的な出自、信仰などといったものによる制限はない。

基本的に、検察官が検察官として採用されるのは地方レベルであり、その後、昇進して上級の検察庁へ異動する。検察官として職務を開始する前に、1年間の研修を経なければならない。上級の検察庁によって定められる特別な研修プログラムが用意されている。例えば、州検察庁は、地方検察庁の研修プログラムを承認すると同時に、その研修プログラムが適切に遂行されているかどうかを監督する権限を有している。また、研修プログラムは、必ずその内容が検事総長に送られ、その監督を受けることになる。検察研修を受けている期間は、正式には検察官ではなく、検察官研修生という検察事務官と同じステータスを与えられるわけであるが、検察官と同等の権限・特権が認められる。そして、この研修の間の成績が優秀で、検察官としての資質を十分に有し、検察官に必要とされる要求を満たすことができれば、検察官又は捜査官として任官される。1年の研修期間中に、十分に研修内容を修めることができなかつた場合には、更に研修期間を6か月ないし1年研修期間を延長して研修を行わせ、研修の後、試験を受けることになる。その試験の結果がよければ検察官として任官されるが、研修の成績が悪く、かつ、追加的な研修をしてその追加的な研修でも成績が不良であった者は、研修の間の成績結果が検事総長に通告され、検事総長の名でその職を解かれる。

8 検察官の裁判に関する権限

検察の権限について紹介したい。検察庁の持っている権限は、非常に幅の広いものであるが、その中でも、民事、刑事及び経済事件に参加する検察官の役割について述べたい。もちろん、審理に関わるということは、検察官の持つ様々な権限の中でその根幹をなすものの一つであり、特に、刑事事件では、検察官は国家を代表して訴追を行う。裁判においては、検察官は、他の訴訟の参加者と同等の権利を有しており、証拠調べにも参加するし、検察官が証拠を提出することもできる。そして、検察官は被告人の人格あるいは行為について、自分の意見を述べることができる。それから、検察官に与えられている権限のうちで重要なものとしては、犯罪を導いた特定の理由、状況について自分の意見を述べることである。そして、そういった犯行に至った原因をいかになくすかといったことについても、自分の意見を述べることができる。

2001年のデータであるが、ウズベキスタンの第一審で扱われた刑事事件は46,000件で、そのうちの90%に有罪判決が下されている。なぜ100パーセントではないのか。我が国の法諺に、検察官あるところに訴追があり、検察官なきところに訴追なしというものがある。つまり、検察官はすべての刑事事件に参加しなければならない。ただ、現在私たちが有する検察官の人数では、すべての刑事事件に参加することができない。100パーセント刑事事件の審理に参加するための努力は最大限しているが、現有のスタッフの数ではままたまならないところがある。

刑事事件におけるもう一つの重要な権限は、判決に対する不服、控訴の申立てである。刑事事件においては、(被告人のほか)検察官だけが判決に対して控訴審あるいは破棄審へ持ち込むことができる。例えば、州裁判所の長官であっても、刑事事件に関して自分の意思で控訴審あるいは破棄審に持ち込むことはできない。2000年のデータであるが、州レベルの検察官によって行われた控訴審及び破棄審では、2,170人の被告人に対して判決の破棄又は判決の変更がなされた。これは、州レベルでの判決の破棄・変更のうち80.4%を占める。監督審になると、監督審で破棄された3,614件のうちの1,078件が検察官の申立てにより監督審に持ち込まれた。

民事事件における検察官の関与であるが、第一審においては、法が定める次の8つの類型の事件について、検察官はその審理に参加しなければならない。第一に失踪を宣告する場合、第二に死亡を宣告する場合、第三に行為無能力者を審判する場合、第四に制限能力者であると審判する場合、第五に親権を認める場合、第六に親権を制限する場合、第七に選挙管理委員会の違法な活動に対して不服を申し立てる場合、第八に強制的に措置入院をとる場合である。これら8類型は、一言でいえば、人権、すなわち生命に対する権利、選挙権、親を持つ権利、あるいは自分が健康であるということを認める権利などに直接関わる問題である。この場合には、検察官は、国を代表して審理に関わり、市民の権利を保護する立場として参加する。それ以外に、裁判所が認める場合には、必ず検察官はその裁判に立ち会わなければならないという規定がある。同様のことが経済裁判にも言える。経済裁判においても、すべての事件に検察官が立ち会うわけではない。他の裁判と同じく、経済裁判においても、検察官が破棄審、控訴審、監督審に訴えることがある。

9 検察官の立法に関する権限

最後に、検察機関が有している非常に重大な仕事、すなわち立法活動への積極的関与について述べたい。わが国の憲法上、検事総長は議案提出権を有している。検事総長は非常に莫大な捜査及び裁判の資料並びにその実務経験を有し、法の運用や法の欠陥、法に関する社会のニーズに熟知していることから、国会に対し、法律案を提出することができ、あるいは、現行法に対する修正案を国会に対して提出することが認められている。2001年の1年間で、検事総長はこの権限を10回行使して、現行法に対する修正案を10件提案した。また、国会で審議されるいくつかの法律は、検討のために検察機関にも照会されることがある。2001年には、37の法律案が検事総長に照会された。それからまた、国会の様々な委

員会から、検察官の参加の要請を受けて、その法律案の策定作業に関与することも珍らしくない。

また、日本の場合は例えば検察官が出向という形で他の省庁で仕事をすることもあるが、ウズベキスタンの場合には検察官は資格ではなく役職であり、この役職は検察機関においてのみ有効である。よって、ウズベキスタンの場合、検察官が検察機関とは別の国家機関に異動する場合、その者には肩章のみが残り、検事という名称は残らない。サマトフ司法省次官は検察機関から司法省に異動されたが、将軍クラスという階級だけが残っている。

～ 質疑応答 ～

問：宗教裁判所はないのか。

答：ない。

問：刑事事件において、控訴審に対して控訴の申立てをすることができるのは、被告人ないし検察官であることは分かったが、民事事件において控訴審に控訴を申し立てることができるのは当事者に限られるのか、それとも検察官も含まれるのか。

答：当事者及びその委任を受けた者（弁護士）が控訴することができる。

問：判決の効力が発生したものについて不服を申し立てるのが破棄審であることは分かったのだが、第一審判決に対して控訴がなされ、控訴審において判決が効力を生じた後に不服を申し立てるのも破棄審なのか。

答：控訴審と破棄審はあくまで同じレベルにあるので、その場合には監督審になる。控訴審の場合は、控訴審判決と同時に法的な効力が発生する。要するに、第一審、控訴審、監督審という流れと、第一審、破棄審、監督審という流れの二つだけである。

問：そうすると、破棄審は第一審判決の後1年の間であれば申し立てることができることは分かったが、1年を過ぎてしまった場合には、直接監督審に不服を申し立てることができるのか。

答：民事事件の場合には、第一審の判決が効力を発生した後3年内であれば、監督審に持つていくことができる。ただ、刑事事件の場合、そのような期限は設定されていない。

問：一審で確定した判決であっても1年内であれば破棄審において破棄される可能性をほらむ破棄審の制度があると、執行を担当する機関は、どうやって判決の執行を行うのだろうか。

答：質問は、例えば、第一審の判決が法的な効力を生じて判決の執行が行われた後に破棄審が行われ、一審の判決とは逆の判決が破棄審でなされたという場合についてだろう。一審では原告側が勝訴したのに破棄審では第一審被告側が勝訴するという事は、実際によくある。その場合には、民事訴訟法にも刑事訴訟法にも規定があるが、執行の転換というか、巻き戻しがなされる。例えば、A、B間の訴訟について、第一審ではAが勝訴してBの財産に対して執行をしたところ、破棄審ではBが勝訴したという場合、Aは取得した物を返還するか、またはその物を返還することができないときは金銭でもって返還することになる。

問：刑事事件について一審で無罪判決が出された場合でも、検察官は1年以内に破棄審に不服を申し立てることができるのか。また、その場合、破棄審は被告人に不利益に判決を変更することができるのか。

答：検察は、10日以内であれば控訴審に、10日を過ぎていれば破棄審に、1年を過ぎてしまった場合は監督審に不服を申し立てることができる。その場合、検察官の控訴がなくても、上級の検察庁が事件に対して上から下級裁判所の判決に対してそれを調べることができる。

問：監督審は終審の裁判所であると思うが、この監督審は必ず最高裁判所で行われるのか。

答：確認の意味を込めて先ほどの話を繰り返すと、監督審は確かに最終審であるが、それは市民の立場で監督審に不服を申し立てることができるものではなく、監督審に事件を移審させることができるのは裁判所ないし検察官に限られている。

問：破棄審に対して1年以内に不服を申し立てることができるとするならば、逆に、控訴審は必要ではないように思われるのだが。確定判決の効力を否認することができる点に破棄審の意義があることはわかるのだが。

答：私自身、去年この法案作成に加わったが、その際にも、破棄審だけにするのか、控訴審だけにするのかという議論があった。しかし、現在の我が国の状況を踏まえると、一種の法的な担保として破棄審を残しておいた方がいいという結論に達した。将来的にはこの二つを並行して存置することはなくなり、すっきりした形になるかもしれないが、データ等を検証すると、破棄審を存続させた意味はあったと考えている。

問：民事事件に限ってお教えいただきたいのだが、控訴審に不服が申し立てられる事件数と破棄審に不服が申し立てられる事件数の割合はどうなっているのか。

答：2001年のデータで、控訴審が受理したのが3,445件、うち第一審判決が取り消されたものが1,085件。他方、破棄審に申し立てられた事件数は1,870件、うち696件が受理され、332件が破棄された³。これを見れば分かると思うが、やはり破棄審を存続させたことには一定の効果があったといえる。332件もの誤った判断が、監督審までいかないうちに、誤った判断であると認められたのだから。従前は、かなりの数の事件が監督審にまで移審しており、監督審は負担加重であった。

問：ちなみに、第一審で終結する事件の数はどれくらいあるのか。

答：民事事件については、約91,000件が第一審に申し立てられ、そのうち先程の約3,000件余りが控訴審に申し立てられていることになる。

3 ジャシーモフ氏の英文の発表レジュメでは、この点、“...322 cases or 47.7% from 696 cases canceled in appealing order were due to protests of prosecutors.”とされている。丸山報告では、この英文レジュメの記載に基づき、「破棄審の申立のあった1870件のうち696件が第一審判決で破棄されたが、そのうち332件が検察官の申立によるものであった。」と説明した。

問：報告の中に、州裁判所の合議部の判決に対して、州検察庁の長官は、裁判所の幹部会に対して不服申立てをすることができるとあった。そのような場合、控訴審あるいは破棄審の手續との関係は、どのようになっているのか。つまり、合議部の判決が言い渡される前に州検察庁の長官は、その内容を知って幹部会に対して不服を申し立てるのか、それとも判決が言い渡された後にそういう行動をとるのか。控訴審・破棄審の手續との関係が問題になるので伺いたい。

国際協力部教官：整理のために説明したい。ウズベキスタンで控訴審という場合には、判決の効力が確定的に生じていないものに対する上訴が控訴になる。これに対して、確定したものに対する上訴は破棄審あるいは監督審になる。よって、幹部会に対して不服申立てをするのは、既に判決の効力が生じているものであるから、既に破棄審あるいは監督審になる。そうすると、州検察庁の長官が幹部会に不服申立てをするのは、既に判決の効力が生じているものに対してなので、監督審か破棄審になると思う。そうすると、州検察庁の長官が不服申立てをした後に行われるのは、控訴審ではないと理解しているのだが。不服申立てをするにしても、それは判決が出てからになる。

答：幹部会は、特定の機関ではなく、審理を行う審級の一つである。4名の合議体によって審理が行われているが、州裁判所の幹部会は、その州裁判所のすべての裁判官がメンバーとなっている。ということなので、州裁判所の幹部会は、州裁判所の最終審であるといえる。

国際協力部教官：ジャシーモフ氏から以前聞いた説明によれば、幹部会というのは一つの裁判体、訴訟法上の意味の裁判所であり、日本の最高裁判所に引き直して言えば大法廷と小法廷の違いということになるだろう。そこで、別の裁判体が通常合議体の審判に対して監督審としての活動を行うということである。それから、先ほど控訴・破棄との関係があったが、州の裁判所は基本的にはそもそも控訴審であり、地方裁判所からくる事件が控訴審として州裁判所で審理判断されることになる。控訴の上の、日本でいうところの上告の観念はないので、控訴審の判決に対して、専ら監督審が問題になる。先程破棄審あるいは控訴審が問題になったのは、控訴審と同じレベルで破棄審があり、地方裁判所の判断に対して、控訴を申し立てるか破棄を申し立てるかという両方の方法があると。控訴を申し立てると、控訴期間の制限があるが、判決の確定が阻止される。破棄の申立ては、判決の効力が生じた後に申し立てるもので、日本で言えば非常救済手段としてしか認められていないものである。したがって、州裁判所の合議体の裁判に対しては、専ら監督審の問題が生じるだけで、その監督審を幹部会が行うが、更に最高裁判所にも監督審の機能があり、そこは二重の構造になっている。

問：先ほど検察庁が捜査を行う犯罪についていろいろ列挙されていたが、検察庁が捜査をする場合には、警察等の他の機関の協力を得ずに単独で行うのだろうか。

答：検察官が捜査を行う場合も、内務省の警察機関あるいは国家公安委員会といった機関との協力において行う。機動的捜査を検察官が独自に行うことはない。犯罪の種類により、

当然捜査の内容も様々なものが要求されてくるが、検察官が捜査を行う場合にも、内務省の機関、あるいは国家公安委員会等の協力を得て、つまり検察官・警察官・国家公安委員会の捜査官も入って一つの捜査班を形成して捜査をする。その場合、捜査はあくまで検察官の指揮の下で行う。

問：検察官の権限について質問したい。立法に対する関与、司法に対する関与のお話しはあったが、行政に対する関与はどうか。

答：法律では、検察官には、国の省庁、企業だとか様々な機関、地方自治体の法の執行の合法性を監督する権限が与えられている。ただ、昔のソ連時代の法律で使われていた「全般的な監督」という言葉のうち「全般的」という言葉は新しい法律においては取り払った。現在では、監督という言葉は次のように理解されている。つまり、省庁や自治体などが発する様々な法令等の合法性を監督するという意味である。2001年1年間だけで、地方自治体が行った決定に対して、1万件のプロテストを行った。それから、大臣が発する大臣令に対しても、プロテストを行う。さらに、ガイドラインとか省で定められる省令等にもプロテストを行う。そのようなことを経て、国の活動に合法性が保障されるということである。

以上

III. ウズベキスタンの経済裁判所について

発表者：最高経済裁判所国際部長 エリチバエフ・シャフカット

1 ウズベキスタン国の概略紹介

まず、ウズベキスタン国の概要について紹介させていただきたい。

ウズベキスタンは、中央アジアに位置し、旧ソ連の15の共和国の一つであった。面積は約44万7,000平方キロメートル（日本の約1.2倍）で、人口は約2600万人、国境をカザフスタン、トルクメニスタン、タジキスタン、アフガニスタンなどと接している。日本では、明治維新前まで鎖国政策を採っていたということであるが、このような地域的事情にあるウズベキスタンが鎖国をするのは不可能であったろう。ウズベキスタンはシルクロードの途中に位置し、古くから周囲との交流が盛んであった。アレキサンダー大王が遠征したこともある。東からは中国やモンゴルのチンギス・ハンの影響も受けている。

1870年ころから始まる近代の130年間、ウズベキスタンはロシアの強い影響のもとにあり、そのうち75年間に社会主義体制で過ごしてきた。この間、私的財産制度は認められておらず、経済は国の計画に従って進められ、国家の政策は独占的に党に委ねられていた。

ウズベキスタンは、1991年に独立し、国家として民主主義と法治国家の道を選択した。その間に憲法その他重要な法律が制定された。このような体制の変化に、人々の心がついてゆかないという面があることは否定できないが、それでもウズベキスタンの行った選択は正しいものであったと考えている。

2 経済裁判所の歴史

経済裁判所という組織ができたのは、独立後のことであり、その歴史はまだ短い。

ウズベキスタンの独立の後には、新しい所有形態が発展した。このような中で生じる経済的な紛争、つまり企業間、国の機関その他様々な組織の間で起き得る経済上の紛争に関しては、経済裁判所のみが裁判することを憲法が定めている（憲法第111条）。この経済裁判所は、民事・刑事・行政事件を扱う通常裁判所、共和国で制定される法律の合憲性を判定する憲法裁判所と並んで、統一的な裁判制度の一環をなすものである。

組織的には、最高経済裁判所のもとに、12の州経済裁判所、タシケント市経済裁判所、及びカラカルパクスタン共和国経済裁判所が設置されている。現在の裁判官の数は、最高経済裁判所で19名、その下の州レベルで123名であるが、州レベルの裁判官の定数は143名である。最高経済裁判所直轄の研修センターでは、毎年裁判官、実務家、専門家、企業家など120名が研修を受けている。またタシケント国立大学の法学部の学生が、ここで毎週1回研修を受けている。

独立以後の経済裁判所の発展の段階は、3段階に分けることができよう。

第一の段階は、1991年から1996年である。この時期には、大規模な組織改編が行われた。まず1991年に、経済問題に関する特別の裁判所として仲裁裁判所が法律によって設立され、1992年に憲法によって経済裁判所が設置された。憲法では、経済裁判所は企業間の紛争を扱うこととされている。その後、経済裁判所の主導と積極的な関与によって1993年に採択された裁判所法（2000年に改正）、及び1993年に制定された経済訴訟法典（1997年に改正）が、現在の経済裁判所の活動の基礎となっている。

第二の段階は、1996年から1998年である。この時期に発令された大統領令には、構造改革に関するもの（1996年7月25日）、経済裁判所の判決の執行確保に関するもの（1997年2月5日）、会社の破産と契約上の債務不履行に関する経営者の責任強化に関するもの（1998年3月4日）などがある。この改革の段階において、最高経済裁判所、12の州経済裁判所、及びカラカルパクスタン共和国経済裁判所に加えてタシケント市経済裁判所が設置された。

1999年以降の第三の段階では、1999年4月の第1国会第15会期、2000年1月の第2国会第1会期において大統領が裁判所改革の更なる発展を提言した。2000年12月14日、刑事訴訟法・経済訴訟法・民事訴訟法の改訂に関する法律が採択され、訴訟法体系に対する修正が加えられた。これにより、訴訟提起の条件の緩和、公判記録の作成にあたる専門の書記官の導入、上訴の制度の改善などが行われた。また、同じ2000年12月14日には、新しい裁判所法が採択された。この法律には、1997年の訴訟法に基づいた規定が盛り込まれており、最高経済裁判所が第一審、破棄審、及び監督審としての権限を有し、また12の州経済裁判所、タシケント市経済裁判所及びカラカルパクスタン共和国経済裁判所は第一審及び控訴審としての権限を有する旨が規定されている。

3 経済裁判所の現状

2000年に改正された新裁判所法により、最高経済裁判所の裁判官の構成にも修正が加えられ、民事事件、行政事件を審理するための合議体が設置された。最高経済裁判所には、総会と幹部会が設置されているが、これらの任務の見直しも行われた。総会は、最高経済裁判所で最も上に位置する合議体であり、19人の裁判官とカラカルパクスタン経済裁判所長官で構成される。この下に幹部会があり、最高経済裁判所長官、副長官3名と5名の判事の全9名で構成される。従前は総会が監督審の権限を持っていたが、見直し後は幹部会のレベルで行われることになった。さらに、幹部会の下に、民事事件を扱う合議体と行政事件を扱う合議体がある。破棄審はこの合議体のレベルで行われる。

ウズベキスタンは法治国家であるので、これらの機関や機構の修正は、国会で作られる法律によって行われるが、国会への法案提出権を持っているのは、大統領、カラカルパクスタンの最高の代議機関（国会）、国会議員、内閣、憲法裁判所、最高裁判所、最高経済裁判所及び検事総長である。国会において法律の立案や現行法の修正についての法案が提出される際には、司法省は「法令の立案に関する法律」に従い関係省庁の意見調整を行う。

経済裁判所において、1996年に扱われた事件数は11,550件で、支払を命じた金額の総額は43億1,200万スムであった。この数は2001年には、34,700件、1996億スムになった。事件数としては約3倍、金額としては40倍以上になっている。また2001年に控訴審で破棄された事件数は235件、破棄審では破棄されたのは307件、監督審では16件となっている。このように経済裁判所は、企業家の利益を保護するとともに、経済分野における非合法的な活動を予防するという役割がある。

経済裁判所では、一方の当事者が外国人である事件も扱うことができる。ウズベキスタン法では、外国人も裁判所に訴訟を提起する権利が認められている。最近の統計ではこのような事件は増加しており、2000年に319件、2001年に868件が扱われた。このような事件に関係した国は米、中国、独、チェコ、トルコ、UAE、ロシアなどである。

4 経済裁判所の課題

市場経済への移行期にあっては、このような経済裁判所の創設が必要であったことがお分かりいただけたであろう。経済裁判所はすべての裁判所制度の中でも、経済関係事件を扱う裁判所として独立した機関としての地位を確立してきた。ただ、未解決の問題もあり、このような問題は、できるだけ早期に解決しなければならないものと、長期的に解決していかなければならないものに大きく分けられる。

将来的に解決すべき問題の一つに、構造的な問題がある。現行の州レベルの経済裁判所の下に、日本で言う地裁に当たる経済裁判所を作る必要があると考えており、地裁を第一審として州レベルを第二審、最高裁で第三審を行うという形にするのが良いのではないかと考えている。

～ 質疑応答 ～

問：最高経済裁判所が事件を第一審として扱うことができる事件とは、どのような事件か。

答：法律上、最高経済裁判所はどの事件についても、第一審として扱うことができるとされているが、実際上は、省庁間の争い、地方自治体との争いを扱うこととなっている。

問：ということは、現在は実質上二審制なのか。

答：裁判所としては二段階あるが、制度としては三審制である。

問：同じレベルのなかで控訴審が行われるということか。

答：そうである。また最高経済裁判所の決定についてもその更に上の段階では、監督という形で破棄審が最高経済裁判所で行われることもある。

問：どのような事件もこのような形を採っているのか、それとも事件の重大性に関するのか。

答：どの事件でも3回の判断を求めることができる。ただし、最高経済裁判所が第一審の場合は、2回になる。理論上では、更に上の監督審というものがあり、裁判所が間違いを犯した場合に抗議することができる特別な審理があるが、これを申し立てることができるのは、最高裁長官、副長官、検事総長及び次官に限られている。この監督審の決定は、2001年では16件しかない。

問：最高経済裁判所は、当事者の同意がなくとも自らの裁量で第一審としての権限を行使することはできるのか。

答：できる。

問：では、当事者の上訴なしに、上の裁判所が下級裁判所の判決を見直すことはできるか。

答：それはできない。当事者のアクションが必要である。ただ、ソ連の時代は、検察の権限が増大していて、検察が裁判所の決定をコントロールするということが行われていた。この時期の裁判所は、裁判官が共産党員であって、検察組織の中にあった。

問：経済裁判所が扱うのが企業間の争いということであるので、本社のあるところで訴訟を提起するということが多いのであれば、地裁のレベルの拡充よりもむしろ、現行の制度での人員拡大を図ったほうがよいのではないか。

答：少なくとも、控訴審と第一審を分けるということを考えており、これは国際的にみても、一つの標準になっているようである。また、国の面積が非常に広いのに州は12しかないため、訴訟当事者の所在地が州都まで非常に遠いこともあり、利便性を確保する必要があるということからも、地裁レベルの裁判所の導入が必要と考えている。

問：先ほどのお話しでは、個人が絡めばすべて通常裁判所が裁判権を有するとのお話しであったが、会社・企業が製造する製品を使うのは、企業もあれば個人もある。製品に欠陥があった場合、それを利用する者が一般市民・消費者であれば通常裁判所に、会社であれば経済裁判所に訴訟を提起するのか。

答：そのとおり。

問：なぜそのような区別をするのか。

答：法律でそう決められているからである。私たちは決められた法律を執行する立場にある。

答（サマトフ）：私たちはこのように考えている。すなわち、法律は何よりもまず市民の権利を保護することを目的としている。一般の市民の利益、市民の権利を擁護する役割を担うのは通常裁判所の役割であるからである。

答：もちろん、経済裁判所も、個人の利益を重く見ている。ただ、社会及び国家が独立を得たと同時に、経済裁判所と通常裁判所とに分けるという方法を国として選択した。もちろん、私たちの中にも、日本やアメリカのように、そういうものを分けずに一つの裁判所でみればいいのかという意見がある。ただ、これは彼らの意見にすぎず、法律を作った人間は二つに分けたのであり、作られた法律を執行するのが私たちの役割である。次の経済発展の段階においては、状況が変わっていくのかも知れないが。

問：感想になるが、英文の報告書の11頁（添付省略）には、この問題について、「ウズベキスタン、ロシア、ドイツとの間で協同研究・セミナーを行ったのであるが、日本の学者、実務弁護士との間で同じような作業をもてればいい。」ということが書かれている。経済の発展段階、殊にウズベキスタンのようにまさにこれから成長していこうというところが、経済問題について特別の裁判所でやっていくのがさしあたりはいいのか、あるいは、将来を考えればどうなのかといった問題について、日本とも作業をしたいと希望されることは、私は非常に結構なことであるし、またそういう呼びかけをしてくださったことは非常にうれしいことであると思っている。

答：私からも一言申し上げれば、10日ほどこの地に滞在し、多くの日本の専門家から様々なコメントもいただき、様々な講義を受けて多くのことを勉強させてもらっている。私の知るところでは、日本もまた明治の時代に近代国家を建設すべく、非常に多くのことを外国から採り入れて改革を進め、その過程では、例えばドイツ人・フランス人の専門家を招き、あるいはそういう国に人を派遣して、多くのことを学んできたとのことである。近代国家となるべく行われた改革のおかげで、日本はここまでして強力な大国となったわけであり、そういう日本の経験、外国の経験を学びながら少しでも国を強くしていきたいと思っている次第である。

問：約2年前の状況であるが、ウズベキスタンでは、企業が原材料を輸入する場合に、輸入業者の登録、輸入の申請、外貨入手の準備等が必要で、非常に時間がかかった。少なくとも2、3か月、場合によっては6か月以上かかったが、現在ではその手続の簡素化は進んでいるのだろうか。また、外貨の外国送金は原則自由だそうであるが、現実には非常に厳しい規制があるとのことである。現在はどうなっているのか。

答（ジャシーモフ）：私の方からお答えしたい。御質問は、裁判の問題とは離れた、純粹に経済に関する御質問であるので、ここで正確なお答えができるかどうかは分からないが、ウズベキスタン国民として知っている限りでお答えしたい。ウズベキスタンは非常に豊富な

天然資源を有し、また、現在繊維産業あるいは機械工業といった国の経済を支える根幹の企業に対して、積極的な支援を行っている。そして、国の貿易政策の一環として、外貨備蓄をより増やすために輸出向け製品を開発することが、国を挙げての政策となっている。ただ、外貨獲得の源となるのは限定されており、現在のところは、綿花と金が主な獲得源である。つまり、我が国においては外貨準備高がまだ限られているので、原材料を輸入する場合に、様々な制限が付けられている。特にそれは、私たちの国で作られていない原材料、あるいは私たちの国にない原材料を輸入する場合について顕著である。二つ目の質問に対する答えであるが、外貨の交換に関する制限は、今では撤廃されている。それは例えば、その企業がウズベキスタンの銀行に資金を持っている場合である。私の知る限りでは、外貨交換は何の障害もなく行われていると聞いている。過去には、外貨の交換には非常に厳しい制限とライセンスが必要とされていたが、今ではそのような制限は撤廃されている。もっとも、非合法に外貨の両替を行った場合には、刑事責任が追及される。

問：訴訟が非常に早いのは結構なことだと思うが、二つ疑問がある。一つは外国人に期間を付与しないと外国人は司法を利用できないのではないかと、すなわち送達を5日以内にしたがり、1か月以内に判決をしてしまうとのことであるが、外国人には恩恵的な期間を与えないとちょっと早すぎるのではないかという心配がある。もう一つは、技術的な問題は問題にならないのかということである。技術的な問題が争点となっている場合には、それを裁判官が理解するだけでも時間がかかりそうであるのに、1か月で判決するというのは早いのではないかと思う。例外的なことはあるのではないかと想像するのだが。

答：非常に鋭い質問だと思う。例えば当事者の一方が外国法人なり外国機関である場合には、裁判所は自らの判断で訴訟を停止することができる。その期間は、その国が実際にどこの国であるのかということによって変わってくる。二番目の御質問について、裁判官はその事件が送られてきてから初めてその事件の資料を見ているいろいろ検討するわけであるが、証拠が不十分であるような場合、また、証拠を得るために証人の尋問をしなければならないような場合、もしくは何がしかの鑑定を必要とする場合、裁判官は審理を停止することができる。これは、事実上の期間の延長になるわけであるが、規則を破っているわけではない。審理の前に裁判官がその事件のことを調べている間にそういう結論に達した場合には、停止することができる。また、審理の途中で当事者から何らかの証拠調べの必要性に関する申し出があった場合にも、裁判官は期間を先に延ばすことができる。そういった形で期間を延長する必要がある場合には、裁判官は、最高裁判所の長官に対して、最大1か月の期間の延長を求めることができる。ただ、現実的には、裁判官は1か月という期間内に間に合うように審理判断を行っている。

以上

